

參議院文教委員會會議錄第十一號

午後一時五十五分開会

た。

れてしまった。この園長さんはほんとうに使命感

ることばの問題ではなくして、心身障害者に対す

る福祉、教育、医療、これに対応するこの政治、行政の姿勢の上で、たいへん私は重大な意味を持つていような気がするわけでありまうけれども、提案者にお伺いいたしますが、今回これらの名称をすべて変えたというところの趣旨について最初に伺いたいと思います。

○宮之原眞光君 たいまの御質問にお答えします前に、確かに片岡委員から指摘がありましたように、最近のこの新聞の社会面をにぎわしてあるのが、いわゆる施設のと申しますか、障害児の施設のいろんな問題点が非常に浮き彫りにいまされておるわけなんです。まあ、これは五月二日の朝日新聞の記事でございますけれども、いわゆる福祉元年が叫ばれたところの去年から、この心身障害児の施設にとめるところの職員がいろんな理由で次々減っていつている。したがって、まあこの身障者の施設では職員の確保ということもたいへんな問題だという記事が載っておったわけでありまうが、単にこれは朝日だけじゃなくて、あるいは同日の毎日新聞の「訴える身障児施設」のこの調査、あるいはまた読売新聞、日経新聞等にも、それぞれが、やはり角度は若干違いますがけれども、この問題を取り上げておるわけなんです。私は、やはりこの狂乱物価といわれるところの異常な物価高の中で、いわゆる特殊な法人施設をつくり、国のこの施設に対するところの補助費がきわめて少ない。そういう中で、この身障児の教育のために、非常な努力を払ってこられたところのこの職員の方々は、限らない敬意を表するわけでございますけれども、いま御指摘になったように、非常にどうにもできないような状態の中で、やむを得ずこの施設の中から去らなければならぬ、あるいは閉鎖をしなけりやならない、こういう状態が続出しておるというこの事態は、率直に申し上げて、これはもう政治の貧困だと言われても私はしかたがないんじゃないだろうかと思ふんです。非常にやはり政治の舞台ではいろんな問題議論されますけれども、具体的にこういう問題に対してはあたたかい手が差し伸べられておらな

い。ここに私はただいま片岡委員のほうから指摘がありましたところの一つの、やはり障害児の教育の問題を含めて施設のあり方の問題も、われわれ政治に携わる者として、一体これでいいのか、どうすればいいかと、この課題を私は与えられたような気がして、どうしてもやはり私どもとしては、いま三つの法案を提出したところの根底の中に、そのものの考え方が基本としてあるんだと。これはやっぱり政治の手で解決しなきゃならないということから、この提起をされておるところの、三つの法案が提出をされておるところの一番底としてあるんだという点を御理解をいただきたいものだと思ふのであります。

さて質問の、障害者云々の問題でございますけれども、これは私もいま議事録をここに持つてきておりますけれども、昭和四十七年の五月三十日の本院の文教委員会においても、私はこの問題を指摘したんです。特殊教育という大体系とえ方自体に、この障害児に対するところの教育のあり方という問題がいびつな形でとられておるところに問題があるんじゃないかと、こういうことをただしたことがあるのであります。少なくとも、やはり障害児といえども憲法二十六条に保障するところの教育を受ける権利があるし、教育基本法の第三条にいうところのいわゆる「教育の機会均等」といふものが厳然としてあるし、これを忠実に守るとするならば、たまたま精神的にあるいは身体的に障害があるからといって、それを一般教育でない特殊教育だという、特殊視するといふもの、考え方はどうだろうか。したがって、まず積極的にこの名称から改めて、ほんとうにやはり障害児教育に対するところの取り組みとこの積極的な姿勢を示したらどうかということ質問をしたことがあるのであります。

（委員長退席、理事内藤三郎君着席）
いまちょうどここに初中教育局長の岩間さんがおられますけれども、そのときも、岩間さんは、この問題について、よくわかりました、私もよく検討し、また、関係者の意見も聞いてみたいと思ひますと、こういう御答弁をされて、それから二年間過ぎておるわけなんです。したがって、後ほど岩間さんからも、その約束に沿ってどういう検討が文部省でされておるか、御答弁いただくのも私はいいいではないだろうかと思ひますが、いずれにしても、私のものの考え方としては、そういう特殊視したところの扱い方では、ほんとうの障害児に対するところの正しい教育というものは出てこないのではないだろうか、こう思ふのであります。これは単に名前の問題だけじゃなくて、たとえば学校教育法の七十一條を見ますと、これも特殊教育の目的といたことがこの七十一條には書いてありますけれども、これもまた幼小中高校に準ずる「云々と、「準ずる」といふことばを使っているのです。私はやはりこの「準ずる」といふことばにも一つの抵抗を率直に申し上げて感じておる。したがって、先ほど御紹介いたしましたところの委員会でも質問をしたことがあるわけでございますけれども、「準ずる」といふのは、優勝、準優勝といふことばがあるように、何かやはり副次的にこの問題が扱われておる。したがって、少なくとも、先ほど申し上げたところの精神に立つたならば、この学校教育法の七十一條のものの考え方というの、準ずるのではなくして、むしろ障害児教育に対してはこういうような目的を持ち、こういう方向でやるのだということ、むしろ積極的に法文の中にも明示すべきじゃないだろうか、さように考えているわけでありまうが、いすれにいたしましても、御質問者から提起がありましたように、私は少なくとも、やはり教育といふものが、しかもまた、国民の権利としてある以上は、平等にひとしく受けさせるという、この機会均等といふことを考えるならば、これは現在の法令の特殊教育といふものを積極的な意味を持たせたところの障害児教育、こう改めるべきではないかということ、法案の中の一つのポイントとして「障害児教育」とか「障害児」といふことばを積極的に打ち出しておるわけでございます。

○片岡勝治君 いまの答弁の中にもありましたの

で、この際、文部省としてのいまの問題について考え方をちよっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員（岩間英太郎君） ことばや名称の問題が非常に大きな意味を持ち、非常に大きな影響力を与えらるるということは、私どももよく承知をいたしております。現在の特殊教育といふことばは、これは長い間私どもが使つてまいつたことばで、世の中でも一般的に理解をされる、共通の理解のあるようなことばになつてきておるということばは事実だろふと思ひます。しかしまた、一つのことばが定着いたしますと、それに対するいろいろな影響といふものが出てくるということも事実でございまして、特殊教育といふことばを障害児教育といふふうに変更したらどうかということばは、これは確かに私は意味のあることであらうといふふうには考へるわけでございます。しかしながら、たとえ

ばろう学校あるいは盲学校といふようなものが、現在ございますけれども、その校長先生方の御意見を承りますと、どうもろう学校といふことばよくないと申しますか、変えてほしいんだといふふうな意見もあるわけでございます。また、そういうふうな一定年月たちましてなれ親しまれてくるとだんだんそのことば自体が古くなって新しい感覚にマッチしなくなる、そこで、そういう用語を変えてほしいといふような要望も出てきておるんじゃないかといふふうな感じもするわけでございます。障害といふことばは、これは精神あるいは肉体に欠陥があるといふような意味であらうと思ひますが、そういうふうな直接子供さん方の特徴をまとめて表現するようなことばは、そういうふうなことばがいいのか悪いのか、私どもは、実はまだ自信が持てないと申しますか、いろんなところでもいろんな御意見を聞いておるわけでございますけれども、まだこれだといふふうなところまでいつてないわけでございます。したがって、私ども、法律の改正をたびたび御提案申し上げておるんでございましてけれども、この問題には、まだそこまで熟していないといふふうな感じで触れてこなかったわけでございます。しかしながら、

ますと、こういう御答弁をされて、それから二年間過ぎておるわけなんです。したがって、後ほど岩間さんからも、その約束に沿ってどういう検討が文部省でされておるか、御答弁いただくのも私はいいいではないだろうかと思ひますが、いずれにしても、私のものの考え方としては、そういう特殊視したところの扱い方では、ほんとうの障害児に対するところの正しい教育というものは出てこないのではないだろうか、こう思ふのであります。これは単に名前の問題だけじゃなくて、たとえば学校教育法の七十一條を見ますと、これも特殊教育の目的といたことがこの七十一條には書いてありますけれども、これもまた幼小中高校に準ずる「云々と、「準ずる」といふことばを使っているのです。私はやはりこの「準ずる」といふことばにも一つの抵抗を率直に申し上げて感じておる。したがって、先ほど御紹介いたしましたところの委員会でも質問をしたことがあるわけでございますけれども、「準ずる」といふのは、優勝、準優勝といふことばがあるように、何かやはり副次的にこの問題が扱われておる。したがって、少なくとも、先ほど申し上げたところの精神に立つたならば、この学校教育法の七十一條のものの考え方というの、準ずるのではなくして、むしろ障害児教育に対してはこういうような目的を持ち、こういう方向でやるのだということ、むしろ積極的に法文の中にも明示すべきじゃないだろうか、さように考えているわけでありまうが、いすれにいたしましても、御質問者から提起がありましたように、私は少なくとも、やはり教育といふものが、しかもまた、国民の権利としてある以上は、平等にひとしく受けさせるという、この機会均等といふことを考えるならば、これは現在の法令の特殊教育といふものを積極的な意味を持たせたところの障害児教育、こう改めるべきではないかということ、法案の中の一つのポイントとして「障害児教育」とか「障害児」といふことばを積極的に打ち出しておるわけでございます。

で、この際、文部省としてのいまの問題について考え方をちよっとお聞かせ願ひたいと思ひます。
○政府委員（岩間英太郎君） ことばや名称の問題が非常に大きな意味を持ち、非常に大きな影響力を与えらるるということは、私どももよく承知をいたしております。現在の特殊教育といふことばは、これは長い間私どもが使つてまいつたことばで、世の中でも一般的に理解をされる、共通の理解のあるようなことばになつてきておるということばは事実だろふと思ひます。しかしまた、一つのことばが定着いたしますと、それに対するいろいろな影響といふものが出てくるということも事実でございまして、特殊教育といふことばを障害児教育といふふうに変更したらどうかということばは、これは確かに私は意味のあることであらうといふふうには考へるわけでございます。しかしながら、たとえ

こういうものは国民の代表者でございます国会議員の先生方の皆さま方の御意見によりまして、こういうふうな名前がよろしいんだということでおきめをいただくということ自体につきまして、私どもは、それに対して意見を申し上げるというふうな気持ちにはございませんし、それに對して、また反対をするというふうな気持ちもないわけでございます。ただ、いまのところまだその整理がついておらない、政府としてこうしたほうがいいんじゃないかというふうな自信がまだ出てこないというふうな段階でございます。ただ、障害児教育ということばがかなり一般的に普及をしております、私どももたびたび使わしていただいております。

○片岡勝治君 私、ことばにこだわらざるつもりはありませぬけれども、いま提案者の答弁の中にもありましたとおり、いわゆる障害児教育、従来言われてきた特殊教育というものに対しての考えというものが、若干変わってきたことは歴史的に見ても事実だろうと思うわけでありませぬ。そういう意味でこの名称を変える——それは名称を変えるということだけではなくして、障害児教育というものがいかにあるべきかという、そこに焦点を置いて、この際、ひとつ文部省においても名称もからめてもつと真剣にこの問題を検討していただきたいと思うわけでありませぬ。

そこで、これからの障害児教育がいかにあるべきかという課題について私どもが討議をする場合には、それではさして今日までの障害児教育というものは、どうだったのかということ振り返ってみる。わが国の障害児教育は、戦前からもちろんあったわけでありませぬけれども、戦後の問題が大きく取り上げられてきましたのは、いまもちろつと局長のお話がありましたろう学校、盲学校——ろう教育、盲教育ということだろうと思うわけでありませぬ。これが義務化されたのが昭和二十三年ということになっておるわけでありませぬ。しかし、昭和二十三年に義務化されたとはいへ、毎年一年

ずつ義務教育を伸ばすということ、つまり具体的には昭和二十三年に一年生に入った者が義務教育、そして昭和二十四年にはしたがってこの一年生が二年生になるわけでありませぬから、一年と二年生が義務教育になったわけですね。ずつと計算をいたしますと、実にろう学校、盲学校の義務教育が昭和二十三年に発足したとはいへ、九年間かかっておるということでありませぬ。したがって、小学校、中学校の義務教育がすべての学年にわたったのは昭和三十三年ということになるわけでありませぬ。たいへんな長い年月をかけてやつとこの盲・ろう学校の義務化ができたわけでありませぬが、その後、今日までいわゆる従来言われておつた特殊教育、まあ私どもの言う障害児教育といふものの義務化というものについては、今日まで放置されてきたということ、これは厳然たる事実だろうと思うわけでありませぬ。一体どうして、このように昭和三十三年以後今日まで障害者に対する教育というものが放置されてきたのか、私はたいへん疑問に感ずるわけでありませぬが、これは提案者に聞くというよりも、文部省のひとつこの際、見解を聞きたいと思うのでありませぬ。こうした昭和三十三年から今日までにおける障害者に対する教育の取り組みがたいへん消極的であつた、というよりも放置されてきたと、私は言いたるところであります。文部省はいかなる見解をお持ちか。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、一口で申し上げますと、それだけの余裕がなかつたと申します点が一点ございませぬ。それからもう一つは、盲学校あるいはろう学校以外の特殊教育の諸学校の教育につきましてそういう経験が浅かつたと、それに伴ひまして教員の養成でございませぬとか、それに力及ばなかつたというのが率直なところであると思ひます。昭和二十八年は御存じのとおり精神薄弱の養護学校が一所しかございませぬ。昭和三十年に肢体不自由の養護学校がやつと発足する、それから三十一年に病弱の養護学校がやつと発足する、そういうふうな状態であつたわけであ

ございます。しかし、その後、私どもでは、肢体不自由の養護学校をまず全県に普及をいたしました、その対象である子供たちをまずその義務教育の線に乗せていくということに進んでまいつたわけでございます。それから御存じのとおり、病弱それから肢体不自由の養護学校につきましては、その普及をはかつて、いずれかの機会に義務教育に乗せたいということで学校の増設に力を尽くしてきたわけでございますが、やつと昨年の十一月に政令を出しまして五年後には全部義務教育にするというふうなことに踏み切つたわけでございます。これは一つには、戦後の経済的な状態、そういうものによりまして、こういうところまで手が届かなかつたというのが一番大きな理由であらうと思ひますけれども、その後、そういう関係の教育もだんだん開発されてまいりまして、やつと最近に至りましてめどがついたというふうなことが実態でございます。

○片岡勝治君 いまのお答えは、やつぱりちよつと一つの理由であつたかもしれませぬけれども、もつと重大な点が欠けていられるような気がするわけですが、いまのような障害児教育がたいへん疎外されてきたその理由としては、

昭和三十三年に盲・ろう学校の義務化が一応完成をした。その昭和三十三年あるいはしたがって三十三年以降はどういう時代であつたかということ、を、ちよつと私も振り返つて見ると、岸内閣が誕生をした。そして、このときにもたいへん教育の問題が議論をされたわけでありませぬけれども、一連のこの教育関係法、私どもに言わせれば、教育の反動立法というものが行なわれた時代である。あるいは教育行政というものの反動化といひますか、支配というものが強められた時代なんですね、昭和三十三年以降といふものは。教科書問題、動評問題、あるいはいま法律案が提案されておりますけれども教頭制の実施、道徳教育、指導要領の改定、そして安保問題、こういう一連の政治的な問題があつた。しかし、同時に、経済の高度成長政策というものが、それ以降急速に高めら

れてきたということ。私は、昭和三十三年以降障害児教育といふものがほとんど省みられなかつたというのは、一面こういう政治行動、政治姿勢といふもの、あるいは高度経済成長政策といふものと無縁ではないような気がするわけなんです。先ほど提案者の宮之原委員のほうからも説明があつたけれども、つまりほんとうの教育のあり方といふものがだんだんゆがめられてきた。そうなる、このような障害児教育といふものが疎外されてくる、軽視されてくるということに、必然的になるような私は気持ちがあるわけでありませぬ。いま局長の答弁にもありましたけれども、余裕がなかつたということばが最初出てきました。いろいろな意味があると思うけれども、一つには、経済的な余裕がなかつたということもその理由でありませう。しかし、考えてみると、この六〇年代といふものは日本の経済成長といふものが非常に高かつたときである。つまり障害児教育に余裕がなかつたといふことは、うがって見れば、高度経済成長といふものに日本の資源がきつ傾斜していったという時代ではなかつたのかということを考えるわけですが。

私は何を言いたいかというと、つまり障害児教育が強く叫ばれるときは、これはみんながほんとうの教育とは何かということを考えている時代であり、障害児教育といふものが軽視されている時代は民主教育が行なわれない、あるいは民主教育に對して大きな圧迫があるときである。あるいはほんとうの教育といふものが省みられない時代であるといふふうには私はとりたいんです。

そういう見方からすれば、昭和三十三年以降今日までの教育行政のあり方について、何かそれを裏づけるような気持ちがあるわけでありませぬ。こういう見方ができるような気持ちがあるんですけれどもね。これも局長も一度この見方についてどうですか、どういふふうにお感じになりますか。○政府委員(岩間英太郎君) これは先生御案内のとおり、戦後いわゆる教育基本法、学校教育法ができて、その後には教育委員会法、それから

教育公務員特例法、そういう一連の現在の教育関係の法令の基本になるような法令ができたわけでございます。それから、昭和二十八年には理科教育振興法、それから昭和二十六年には産業教育振興法というふうな、ようやく学校の内容の充実という点に目が向いてきた。それから昭和三十三年、先ほど先生がおっしゃいました昭和三十三年には、御提案を申し上げております法律の小・中学校の定数法、それから施設の負担法の危険校舎に関する法律、そういうものが出来てまいりまして、さらに、学校教育の内容の整備が大きくなるような段階になったということで、先生御指摘になりました三十三三年というのは、確かに一つの画期的なと申しますか、ようやくその教育が前向きに進んでいくような時代になってきたということであると思います。

その当時、特殊教育につきましては、まだ特に養護学校につきましては、三十三年には、それぞれ肢体不自由児、それから精神薄弱児、病弱・虚弱児の養護学校が十校前後できておるといふようなところでございました。これから急激に特殊教育につきましましては整備がはかられていくということでございます。確かに経済が一応安定いたしました、日本の経済が上向きになってきた、そういう時期からようやく教育の条件の整備につきましても本格的に進められてきた。特殊教育につきましても、そのあたりを起点にいたしまして、以後大きく持ってきた。そういうふうな時点ではないかということでございます。そういう意味では、先生がただいまおっしゃいましたことにつきましては、それは別に異論はないわけでございます。○片岡勝治君 ちよと局長の答弁とは全く逆な面があるんですよ。私は、昭和三十三年以降というものは、どうも教育というものが率直に言って前向きじゃなくて、うしろ向きになってきた時代じゃないか。言うなれば、支配というものが強められてきた時代だ。そういう時代には、障害児教育というものは顧みられないのだ。こういうことなんです。

これは「文部時報」、一九七二年十月号、これは文部省から出しておる。「日本の教育百年」という、これは雑誌があるわけですが、その中に、これは日本の教育百年について回顧しておる雑誌であります。その中で「特殊教育」という問題を記載されておりますが、要するに、これは国立特殊教育総合研究所長であられた辻村さんが、「教育百年の歩み」「特殊教育」「分離と囲い込みの百年」、こういう課題で、日本の特殊教育というものの歴史をここに回顧して書いてあるわけなんです。ここにたいへん私は重大な指摘があるのです。ちよと短い文だけを読んでみたいと思うのですが、全文を読むと長くなりますので途中から読みますが、「殊にすべての児童に教育の機会を、という理念の下に行なわれる義務教育においては、ひとりひとりの個性と能力に応じてとか、個人差に即応してとか、いうことはがっつねに歌い文句になってふりがざされていたはずである。そこでは、どんな個人差をも除外せず、無視せず、これを尊重する」という看板がかかっていたはずだったのである。ところが、これを単なる歌い文句に終わらせてしまふのは、教育というものを考える場合にひとりひとりの子どもの個性を出発点にしないで、社会が必要とする人間像をさきに指定して、これを手本にしてすべての子供をこれに近づけるように仕上げよう、とする傾向が生まれるからである。この目標乃至理想像から逆算して、一年目には何々を何時間、二年目には何々と、実は虚像でしかない「平均的な児童」を想定して教育課程の基準というものを社会がきめてしまふからである。こうして平均からはずれた例外的なものには、はじめから片身のせまい思いをさせることを予定してしまふことになるからである。しかもこれを、一学級五十人という大人数で、いっせいに授業するといふきわめて経済的な方法がとられるからである。さらにまた、教員の養成というものを、以上のような教育をやる人、としてしか養成しないからである。

べたようなものだった。そして戦後、すっかり変わったといわれる通常の教育の中で、以上の基本的性格が、はたしてどこまで、どの程度改まっているだろうか。「こういう指摘がされておるわけでありませう。言うなれば、戦前の障害児教育というものは、冒頭申し上げましたように、この人が指摘された「分離と囲い込みの百年」の教育、これが戦前の障害児教育だったのだ。しかし、戦後変わったとはいえず、この戦前の障害児教育というものがどの程度改まっているだろうか、そういう疑問をいまこの人は投げかけているわけでありませう。そうすると、私はやっぱり、今日ようやく養護学校が義務教育化されようとしております。たいへんそれはけっこうだと思ふんです。戦後今日まで長い期間、障害児教育というものが育ち、う学校を除いてはほとんど放置されてきたということとは、障害児教育というよりも、ほんとうの民主教育というものについて取り組む姿勢、行政、こういうものが非常に弱かったということこそこの人は指摘をされていると思うんです。いま申し上げましたこの人の指摘について、私はたいへん感銘を深くして読んだわけでありませうけれども、提案者として、この障害児教育の何といひますか、歴史を振り返ってみて、その誤りといひますか、それを今後どのようにしていくべきかということについて、もしお考えがあれば聞かせただきたいと思ひます。

○宮之原眞光君 いま、片岡委員から御意見をまじえた質問があったわけでございますが、私も、結論から申し上げますならば、片岡委員の御意見と全く同じような立場に立っておるのであります。それだからこそ、まず緊急の課題として、この三つの法案だけではどの党もがそれと異論がなからうはずだから成立をさせたい、こういう強い気持ちを持って御提案を申し上げておるところでございます。

まあ、いまも御意見があったわけでございますけれども、戦前の障害児教育は、いまの御指摘によると「囲い込みの教育」だったという表現でございませうが、全くそのとおりで、何か慈善事業として、非常に不幸な子供たちだからみんなして何かを出し合つてやろうじゃないかという、言うならば、慈善事業化視されてきたものではなからうかと思ふんです。したがって、これは障害児というのは特別なものなんだという、こういうやうりものの考え方が、私は、端的に申し上げて、戦前におきますところのこの障害児教育の歴史であつたんじゃないだろうかと思ふんです。したがって、それが、戦後の憲法と教育基本法の中で、そのものの考え方は誤りなんだ、すべての子供はひとしく教育を受ける権利があると同時に、教育そのものも子供たちの一人一人の持つておるところの特性、才能というものを十二分に生かす、そしてまた子供たちの持つておるところの可能性を引き出すという、この民主教育と申しますか、民主主義教育というものが基本に据えられる。したがって、このものの考え方立つならば、たまたまからだのどこかに故障があるからとか、あるいは精神的な面でどこかに故障があるからといって、普通の子供と差別をされて教育をされなきゃならないという事態ははずだ、そういう意味で、私は、この障害児教育というものは、教育基本法の発足と同時に、積極的に取り上げらるべきじゃなかったかと思ふ。ただ、それが、法律の面ではそういう面を打ち出しながら、実際のこのものの考え方あるいは行政の面では依然としてやはり特殊教育扱いにされておつたというところに、私は問題があると思ふ。だからして、御指摘いただきましたように、岸内閣から池田内閣、その後からずっと佐藤内閣と続いたところの中で高度経済成長政策が日本でもとられてきた。その高度経済成長政策と呼びかけて教育の面では何かかという、これはマンパワー・ポリシーの教育政策ですよ。これは、当時、天城さんが次官であつたか、あるいは初中局長であつたか忘れましたが、天城さん自体の「学校経営」の中で、今日の高度経済成長政策に見合うような教育を打ち立てなければならぬというのを教育のあり方として打ち出

されてきた。このことは、言うならば、高度経済成長政策に見合うところの教育、いわゆる人的能力の開発という面ですね。そこだけに教育というものには注がれ過ぎて、いわゆる能力の劣ったところの子供たち——この能力のあり方という意味においても私は非常に問題があると思うのでありますが、一見して障害の子供たちは能力が劣るから教育はあと回しだと、こうされてきたところに私は今日の障害児教育の大きな立ちおくれがあると見ておる。そういう意味では確かに文部省の説明では、現象面では養護教育の施設が非常にまだ十分でなかったとか、養護学校の施設が十分でなかったとか、あるいはいわゆる養護教員の需要関係で十分でなかったという点は、これはあくまでも現象面であって、私は、本質的にはやはりその基本的な政治の姿勢というか、教育の姿勢というか、そこに問題があったのではないだろうかと思うのです。それだからこそ、あなたから御指摘いただきましたように、盲・ろう学校は義務教育化されたけれども、他の障害を持つておるところの子供たちは、学校教育法の中にうたわれながらも四分の一世紀にわたって放置をされてきているというこの事實は、やはりそこに私は起因するものだと思います。私には、中教審のいろいろな問題点等、たくさん批判を持っておりますけれども、四十六年に

出されたところの中教審は、この問題については、養護学校の面についても早急に義務化をせよという方針を出しておる。中教審の答申に非常に忠実な文部省にしても、ほんとうに教育という面について考へてくるならば、四十六年に出来た前後にこの義務教育という問題を考えていただきやうかつたと思う。ところが、いまのお話を聞きますと、これから五年の後に義務教育化をしようという一つの構想でありますだけに、ここに、やはり先ほど、私は名は体をあらわすという立場から申し上げたのですけれども、特殊教育じゃなくて、養護、いわゆる障害児教育としての基本をしかり踏まえた形でこの問題に対処するところの積極的なや

り意欲というものの不十分さがあつたから、何としてもこれを、今度の、皆さんの御協力をいただきながら一つのやはり前進的な側面として法案を成立させたいという私が提起したところのゆえんもそこにあるんだというふうに御理解をいただきたいものだと思うのです。

○片岡勝治君　そこで、今後の障害児教育の問題に入りたいと思うわけですが、文部省にお伺いしますけれども、養護学校の義務制は五年先ですか。来年からですか、ことしからですか。

○政府委員(岩間英太郎君)　昭和五十四年からでございます。

○片岡勝治君　そうですか。これは従前は、昭和四十九年度というところを言っていましたね。そういうことを言った覚えはありませんか。

○政府委員(岩間英太郎君)　四十九年という数字は、私は記憶がないのでございますが、たとえば、肢体不自由児の養護学校は、これはほかの養護学校に先行して義務教育にしたいということで、四十二年からそういうことをやりたいということがだんだん延びておりました。そこで四十九年というふうな目標はあつたことがあるかもしれませんが、私がよくとそれにつきましても記憶がございません。ただ、義務教育にするといういわゆる予告政令、これは昨年の十一月に政府から出したわけでございます。

○片岡勝治君　これは、いままでも文部省から出されているいろいろな方針に四十八年度を目標に養護学校の未設置県をなくしていくと、こういうこととで、私も予算について文部省に質問したことがあるんです。そして四十九年度から義務制をスタートさせたいんだということをすいぶん文部省は言っていたはずですよ。

○政府委員(岩間英太郎君)　ただいま先生御指摘になりましたのは、いわゆる未設置県の解消ということとで、四十九年度というふうなことを出したことがあるんじゃないかというふうなおことばでございましたが、それはそれのとおりでございます。ただ、盲学校、ろう学校の場合には、御案内

のとおり一県に一つ学校を建てますと大体該当者が収容できたわけでございます。しかしながら、精神薄弱児の養護学校等は、これは対象児が多いのでございまして、一校建てただけで、それでおしまいというわけにはまいらないわけでございます。したがって、盲学校、ろう学校におきまます設置義務というものと、それから他の養護学校におきまます設置義務というのとは意味が違つたわけでございます。一校つくつたら、もうそれで設置義務がなくなつてしまふんだと、設置義務は果たしたんだというふうなことで困るわけでございます。すべてのそういうふうな学校に収容すべき子供が全部収容されるということが必要なわけでございます。そういう意味で、従来申しておりました設置義務というものと就学義務というものを一緒に考へようじゃないかということで、昨年の十一月に設置義務、それから就学義務を五年後に一緒に発足させるということにいたしましたわけでございます。

○片岡勝治君　そうですか。これは文部時報第一一三二号、「特殊教育の今後の課題」ということで座談会があります。ここに書いておられます安西愛子委員も出席をされた座談会です。たいへん私参考になつて、感銘を受けた部分がたくさんあるわけですが、この中に寒川特殊教育課長も出席をされておられて、「中教審の答申を受けて、四十八年度を目標に養護学校の未設置県をなくして、四十九年度からは義務制をスタートさせていきたい」、「こういうことがはつきり出ているんですか、これとは違つたんですか。」

○政府委員(岩間英太郎君)　御説明が足りませんで恐縮でございますが、なお、設置義務を課しました場合に、学校が一校できるわけでございますから、かりに、一年生から義務制にいたしますと義務教育が可能になるというふうな考え方も従来持っていたことがございます。しかしながら、一年生だけを入れる学校がかりに一校できまして、それから翌年二年生まで義務になるというところ、今度は、二年生だけを入れるような学校ができると

いうふうなことで、義務教育のやり方としてはたいへん複雑かつ現実に即さないというふうな問題があつたわけでございますが、ただいま御指摘になりましたように、当時の寒川課長があるいは個人的な見解として、そういうふうなことを考へておつたかもしれませんけれども、文部省自体として学年進行で義務教育にするというふうな考え方を公に持ったということは一度もございせん。できましたら、そういうふうな障害を持ったお子さん方を、一年生から二年生からということではなくて、全部一応お引き受けすると、そういうふうな体制でまいったほうがよろしいんじゃないかということで、私も、学年進行ではなしに一度に義務教育にしていこうという考え方のもとに昨年政令を出したというふうな次第でございます。

〔理事内藤三郎君退席、委員長着席〕

○片岡勝治君　これは座談会ですから公式な表明になるかどうかということについて若干疑問がありますけれども、少なくとも、文部省の「文部時報」に載っているんですよ。「特殊教育の今後の課題」ということで、そこではつきりいまして申し上げましたようなことを使っておりますから、まあ、おそまきながら私は見ていたんですが、去年、そういう政令が具体的に出たというふうに出たのか、ちよつと見なかつたものですか。そういったしますと、私は、その取り組み姿勢がまだまだたいへん弱いということをお感ずるわけなんです。この座談会の主題は、中教審の答申をめぐつて、さて、特殊教育は今後どのようなふうな方向での座談会なんですか。

そこで、ここに出席されておる大嶋さん、この方は日本聾話学校長さんですね。こういう発言をしておられます。中教審というのは第三の教育改革というふうな意気込みで答申を出しているけれども、特殊教育については、冗談じゃない、教育改革どころか、これでは、養護学校がまだ義務制になつていないから、義務制をせよ何とか早くしな

いうことは何とも情ないことである。こういう指摘があるんです。つまり、中教審で指摘されておられるこの特殊教育というものは改革でも前進でもない、特殊教育というのは、これから手をつけるんじゃないか、こんなことで一体どうするんだ、という大鳴さんの発言なんですね。それに、いま文部省の五年先というのを聞きますと、やっぱり、文部省のこの障害児教育というものの姿勢が私はいへん弱いような気がしてならないんです。

そこで、これ以上言ってもしょうがありませんので、この中教審の障害児教育、中教審では、「特殊教育の積極的な拡充整備」という課題で載っておるわけでありますが、いま、私は、座談会の大鳴先生の発言を見て、もう一度この中教審の答申を見たわけでありますが、なるほど、特殊教育、つまり障害児教育については教育の改革でも何でもありません、ようやく、これから本格的に取り組みなさいという答申なわけです。もちろん、盲ろうの教育については、私が先ほど申し上げましたように、これは一定の水準に達し、そして、たいへんな成果をおさめているということも私は率直に認めたいと思うんですが、この中教審の答申については、率直に言って、そのようなことを深く感ずるわけです。つまり、障害児教育については、これからやっていくんだというものが中教審の答申のように見受けられるわけがあります。

提案者にお伺いいたしますけれども、この中教審の答申と、今度出された法律案との関係といいますが、そういうものについてもお考えがあらばお伺いしたいと思います。

○宮之原貞光君 中教審の答申ですが、確かに中教審全体を、私は、よく第三の教育改革だと、こう言う方がおりますけれども、とても第三の教育改革に匹敵するものではない。言うならば、やはり、第一次や第二次の教育改革があったと同じような一つの教育の展望というものを明らかにされておらないという面で、非常に問題があると思いますが、その可否は別にいたしまして、いわゆるその第三次の教育改革というものをすなおに第三

次教育改革というふうに置いてみても、事、障害児教育の面で言えば、とても第三次の教育改革という名にふさわしいものかと、こう言うとも、私もそうではないと思う。言うならば、あまりにも立ちおくれとおったところの障害児教育、従来から言われておって、手をつけなければならなかったところの障害児教育の具体的な手だてというものを早く急いでやれ、こういう面を言っておるにすぎないんじゃないだろうか、私はこう思うんです。この中教審の特殊教育に對しますところの答申を見てみますと、さらに、盛られたところの最終的な文書の前に、実はこういう、昭和四十四年六月にこの問題についての中間報告が出ておるんです。この障害児教育の問題について、その中教審の中間報告は、こういう表現になっている。

「特殊教育は心身の障害だけに着目してその欠陥を補うという消極的な態度ではなく、障害に應じながらも人間としてのすべての能力、適性を伸ばすという積極的な態度で行なわれるべきものである。」という、いわゆる障害児教育に對するところの取り組み方を非常に鮮明に中間報告は出しておったんです。ところが、それから二年後の最終的にまとまったものは、皆さん御承知のように、きわめてまんなるしたところの形で積極的な意欲は出ておらない。言うならば、むしろ、事、特殊教育に對するところの取り組み方の姿勢としては、中間報告のほうが私はまだましだったんじゃないだろうかと思うくらいに、これは私はやはり、中教審の答申にあらわれておりますところのいわゆる特殊教育、私の言うところの障害児教育という面は、そういう面がこれはあったのではないかと、こういうふうに思うんです。しかも、ここに羅列されているところの点は、先ほど私が申し上げたような、いままでも指摘をされてやらないやならなかった面を急げ急げと言ったんです。しかもまた、あえて私にこの問題について批判をさせるならば、私はやっぱり特殊教育の基本という問題について、一つの大きな欠陥があるんじゃないだろうかと思っております。これは皆さんのそれぞれの

見解がありましようけれども、それは何かというのと、障害児教育というのは、私は、いわゆる特殊教育だという一つのカテゴリーの中に入れて、そこでやるという教育じゃなくして、むしろ原則的には、可能な限り一般教育の中でやります。ただそれは、心身障害の重度であるか、軽度であるかの違いはありますけれども、できるだけやはり一般教育の中で軽いところの障害児の子供たちはやって、幼いところの子供たちには差別感を与えないという配慮、一般教育の中でこなされないところの重症の子供たちをいわゆる障害児教育のいろんな養護学校なり、あるいは盲ろう学校の中でやっていくというこの教育の姿勢の面で言うならば、残念ながら中教審の答申は、この点については明確な指針を欠いているところか、依然としてやはり特殊教育なんだからという一つのところに押し込めようとするものか、私は一貫して貫かれているのじゃないだろうか、この点が非常に私はやはり問題点を感ずるのであります。

その点、先ほど質問者のほうから「文部時報」を提起されながら指摘があったわけでありましたが、私もその「文部時報」を読ませていただきました。その中でやはり皆さんの座談会の中で出ていたもの、可能な限りやはり一般教育の中でこなせるものはできるだけこなしていくという姿勢こそ、障害児教育の基本の一つではないであらうかという意見が出ております。その事例として、たとえばストックホルムの学校の例とか、あるいはアメリカのパージニア州の例とか、あるいは東京の三多摩のあの子供の教育の問題について、それぞれ体験の発表がなされておりましたけれども、私はやはりその方向性ということとは、原則点として踏まなければならないのじゃないか、そういう面からいま御指摘のありましたところの中教審の点をみますと、非常に私はその点問題がある。したがって、私も、この法案の中では具体的にその面までは法案の具体的な事項として出しておりませんが、やはり障害児教育の

あり方の基本的なものの姿勢としては、そのことを第一に踏まえておく必要があるのじゃないかというところを強く思っておるわけであります。

○委員長(世耕政隆君) この際、委員の異動について報告いたします。

ただいま田中茂穂君が委員を辞任され、その補欠として黒住忠行君が選任されました。

○片岡勝治君 厚生省の方が見えておりますので、ちよつと中断するようでありませうけれども、冒頭、日本の福祉政策についての政府の見解を求めたのでありますが、出席されておりませんでしたので、後刻質問することにしておきました。

そこでお見えになっておりますので、その角度から二、三お伺いしたいと思います。

先ほど冒頭、私は福祉元年といわれてまいりました昨年、そうしてことしにかけて、実はそのことばと裏はらに私も国民大衆にとっては福祉どころの騒ぎではない、たいへん深刻な苦悩に満ちた生活をいられたわけでありました。これは言うならば、日本の政治の欠陥である、政治の貧困である、その象徴であらうと思うわけでありました。なかんづく、この深刻な社会というものの最も大きな打撃を受けておりますのが言わば最近弱者ということばが使われておりますけれども、弱い人々の上に非常に大きなしわ寄せがあるということでありました。その中でも心身に障害を持つておる方々、これらの方々の収容施設ないし療養施設、そういうものに關するいろいろな悲劇的な事件が続発しておるわけでありました。先ほど申し上げましたけれども、重症身障者の父と言われておりました島田療養園の小林園長さんまでもやめざるを得なかった。そういうことが、私も国民にたいへん大きな率直に言つてショックを与えておる。この際、政府もいわゆる特に心身障害者あるいは心身障害児対策というものについての決意と

○政府委員(岩間英太郎君) 私どもが調べました

いわゆる心身障害児童生徒の推定対象者は五十四万人ということになってございまして、そのうちで、現在特殊教育諸学校あるいは特殊教育に在学しております者が十七万五千四百人、三三・四％ということになっております。しかしながら、これは障害のある方が全部こういう特殊教育諸学校あるいは特殊教育に入らなければならないということではございませんで、たとえば、視覚障害者につきましても、現在三六・九％、それから聴覚障害者につきましても、六二・八％というふうな就学率でございまして、盲学校あるいはろう学校に希望しておられる方は全部一応収容できるようなことになっておりまして、そういう意味では、父兄の方々がそういうところを希望されない、つまり、先ほど宮之原先生もおっしゃいましたように、普通学級で教育を受けたいというふうな御希望もあると思ひます。最近でも、サリドマイド児につきましても、普通学級にぜひ入れてほしいというふうな強い要望があったことは、先生も新聞等で御承知と思ひますけれども、全部が全部こういうふうな学校あるいは特殊教育で教育をしななければならないかどうかが、これは宮之原先生の鋭い御指摘ございまして、私も私どもも今後の課題として、こういう問題は十分配慮していく必要があるというふうなことを考えているわけでござい

(理事内藤三郎君退席、委員長着席)

それから学校の数でございまして、現在、特殊教育諸学校は統計本校が四百三十九校、分校が六十三校ございまして、児童生徒数が五万八千五百七十八人、教職員数が、教員が本務者一万六千二百七十六名、兼務者七百六十九名、それから職員が本務者八千七百二十人、そのうち寮母が三千五百八十五名というふうな状態になっております。それから盲学校が七十四校、ろう学校が百二校、養護学校が二百六十三校、そのうち精神薄弱児の養護学校が百三十六校、肢体不自由児の養護学校が八十九校、病弱・虚弱の養護学校が三十八校、そ

いうふうな状況になっております。

○片岡勝治君 それでは、今後養護学校を義務教育化しようというところで、おそまきながらやりつつあるわけでありまして、この場合に、いろいろな数字をあげましたね、その数字の中で、一休文部省としては、つまりこの養護学校にどの程度収容するのか、これも障害が非常に個々によつて違いますから、なかなか率直に言つてむづかしいと思ひます。しかし、文部省の計画としては、どの程度この養護学校を義務教育化した場合に就学をさせていくのかという計画があれば、概要でいいですからお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 養護学校全般につきましても、義務教育を実施するまでにまだ百九十校程度は整備をしなければならないだろうというふうなことをお聞きをしております。これは各県からそれぞれ計画を聞きまして、大体の集計はいたしておりますけれども、なお、対象の児童・生徒数の状況によりまして、この数字が変更するかもしれない、しかしながら、現在二百六十三校ございまして養護学校に、さらに、百九十校程度増設をしなければならぬというふうな実情でござい

ます。したがって、先ほど先生からも、少しおそいじやないかというふうなおしかりもございまして、私どもも、私どもも、ある程度完全な形でお子さん方をお預かりできるというふうな状態になるまでは、やはり五年程度は最小限度必要じやないかということをおし上げたのは、こういうふうな数字があるからでござい

とを考へまして、現在、幼稚園の設置の奨励も行なつておりますし、高等部につきましても関心を

持っておりますこととでござい

ます、最近教育権とか学習権という問題がたい

へん大きくなりまして、いろいろな角度から議論

をされておるわけであり

育、というよりも、教育とは何かというその原

をとなえる課題としては、私どもたいへん学

ましましたけれども、この座談会の中で、こういう表

現を使つておるわけであり

普通教育というものが、通常の教育というものが、

個性を尊重した教育、そのための条件がほんとう

に完備をしてゐるならば、ここでは特殊教育とい

うことを使つておられますからそのまま使ひます

が、特殊教育という考え方はなくなつていくんだ。

逆に言へば、特殊教育ということが教育の原点な

んだ、それはほんとうに一人一人の子供の個性に

見合つた教育を行なうという考え方からすれば、

特殊教育というものが教育の原点である、すべて

が特殊教育でなければならぬんだという指摘が

されておるわけであり

意味あることばであるし、教育の原点ということ

だろうと思つておるわけであり

からすると、今日の、いままでも指摘してござい

ましたが、たいへんいろいろな問題がある。つまり、

いまの考え方をひとつ具体的に申し上げるなら

ば、百メートルの競走をした、十人で競走すれ

ば、一番から十番まで順位がつけられるだろう。

一番先頭に立つた第一番の人に比べれば二番目

三番目も、あるいはビリの子供もこれは障害があ

るんだ。もつと極端な例をあげれば、足に故障が

ある人はおそく相当遅れてしまふだろう。そ

ういった子供たちをいま教育をしてゐるわけであ

りますけれども、つまり、一人一人の個性というも

のは、非常にながった見方をすればそれは障害で

ある、障害というものは、表返して言へば、それは

個性である、そういう考え方があるのと同時に、私は

いま言つたように、非常に教育の原点をうがった

ことばだろうと思つておるわけであり

校教育法でも、心身に故障があつた場合には、通常

の教育を受けることが困難であつた場合には猶

予、免除するということがあるわけであり

ます。しかし、子供たちにとつてみれば、つまり、

義務教育権というもののついては親はかつてに子供

を学校にやらないということは、これはいけない

と、つまり、親の恣意によつて義務教育を受け

せないということは許しませんが、そういうことが、

大体私はこの法の趣旨だろうと思つておるわけであり

す。したがつて、障害児を持つた父兄が、具体的に

は市町村の教育委員会ですか、市町村の教育委員

員会に対して義務教育を猶予してくれという願

出をしななければならぬというたてまえになつて

おりますね。これはどうも私は本末転倒ではない

か。これは私だけではなくて、障害児を持つた父

兄、あるいは障害児教育がいま大きくクローズ

アップされてゐる中で非常に問題になつてゐるわ

けです。だから、そういう願ひ出をしなかつた場

合に一体どうなるのか、これは当然広い意味では

国として、具体的には、市町村の教育委員会とし

て何らかそれに対応する教育というものを与えな

ければならぬ。子供の教育権、学習権というもの

は保障していかなければならぬのではないかと

いうことが非常にいま問題になつてゐるわけ

です。つまり、子供の学習権、親の義務教育の義務、

そういうものの関係について文部省の見解、あ

るいは提案者の見解、そういうものをお聞かせ願

ひたいと思ふんです。

○政府委員(岩間英太郎君) 義務教育と申します

のは、これは憲法上の義務でござい

ます。父兄、保護者に課せられた憲法上の義務で

ございまして、先生がおっしゃいましたように、

親が自分の判断でかつてに子供を学校にやらない

というふうなことは許されないわけでありませう。したがって、子供さんを学校にやらない場合には、市町村の教育委員会がはたしてその親の恣意でもってやらないのかどうかという点を確かめる、そういう意味から申しまして、猶予、免除願ひを出して、それが親の恣意じゃないと、子供の権利を侵してないということがはっきりいたしました場合に、それを許可するというところでございませう。法律上の順序としては別に間違つたことではございませう。あまりいい例じゃないのでございませうが、憲法上の義務としましてはほかに納税の義務がございませうけれども、納税の義務にもやはり猶予とか免除という制度があるわけがございませう。就学義務にも猶予、免除の制度があつて少しもその限りではおかしくない。ただ、子供が教育を受ける権利というふうな面で考えました場合には、これはできるだけそういうふうな権利をむしろ生かしてやるべきだという点、これはそのとおりでございませう。それを生かしてやれないようにございませうたら、これは特別な場合、たとえば交通事故に会ひまして植物人間になつてしまつたというふうな場合、教育の手の届かないというふうな場合を除きましては、これは、本人が教育を受けたいと言へば、それに応ずる施策を講ずるといふのがまた国の責務であるといふふうな考へるわけでございませう。その二つの面が一緒になりまして、先生のいまのお話も、二つの面が一緒になつてのお話でございませうので、割り切りますと、親が自分で自分の恣意で子供を学校にやらないというわけにいかない、それを防ぐために猶予、免除というふうな制度がある。それから子供の教育を受ける権利といふのはこれは生かさないといけない。それを生かし切れないといふのは、これは国が怠慢だと言われてもしかたがない、そういうふうな次第でございませう。

場に立つわけですから、これは障害児の子供も、そのものずばりにやはり教育の、障害児の持つところの、子供たちの個性を考えながらやるということを考えれば、私もこれは一般の教育の原則と全く同じなんだという立場に立つてこの障害児教育といふものを見なきゃならないと、こう思つておるんです。

そして、それと関連をしたところの就学猶予の問題ですが、私は非常にこれは問題があると思ふんです。いま初中局長のほうからは、法律のたてまを言われて答弁があつたわけでありませうけれども、確かに法律上から見れば、学校教育法施行規則の四十二条に基づくわけですね。この規則の四十二条は、猶予をする場合には保護者から願ひ出るといふ方式になつておるわけなんです。ほんとうに保護者が、自分の子供はどうしても養護学校なり、その他に入れないぐらひに非常に重度だとか、いろんな、入れたくないから猶予願ひを出さんかというところ、そういう例もありませうけれども、多くの場合には、やはりこの指導の中で行なわれておるころのきらいが大部分であるんです。たとえば養護学校は県できわめて少ない、行きたくても経済的な理由もあつて行けないから、そうすれば、おたくのほうから願ひ出たら猶予できるんですよという指導をやつておるところの例といふのは、これ非常に多いんですよ。私はここに、なるほど法律のたてまでは、保護者が願ひ出て猶予をしてもらうといふのが、障害児を入れるところの養護学校なりその他の施設の面で非常に不十分なに行けない。言うならば、子供の教育を受けるといふ権利が、その施設、設備が不十分のために、あるいは経済的な理由のために行けなくて、みずからの権利をそういう形の中で束縛されるという例が少なくないといふところ、私は問題があると思ふんですよ。

そして、先ほど初中局長のほうからは、いわゆる養護学校は全国で二百六十校あつて、今後百九十校ぐらひ必要なんだと、こういう話なんですけれども、文部省の四十八年度の文部統計要覧を見

ましても、県によつて非常なばらつきがあるんです。この養護学校の施設は、それは東京、神奈川あたり十六校も十三校もある。けれども一校しかないところもある。たとえば同じ規模の問題でいう見ますれば、東北の青森は十一校ある。ところが隣の岩手には一校しかない。これだつたらいかに障害児の子供が学校に行きたくても行けないわけなんです。条件がないわけなんだから、それを就学猶予という法律のたてまをとらされて、願ひ出たという形をとつて学校に行けないといふところの例といふものがあるんです。これはまあ若干古い資料でございませうけれども、昭和四十七年の五月二十四日の読売新聞の教育欄に出ておつたところのことでございませうけれども、たとえば、その障害児の子供が岩手に四百九名おる、就学猶予になつた子供が出ておる。ところが肝心の岩手は、そのときにはなくて、その後一校できただけなんです。行かそうにも行けようがないんですよ。ここに私はやはり子供たちの教育を受けるところの権利といふものが非常な阻害をされておるところの要素がある。したがつて、このばらつきをなくして、できるだけ養護学校を積極的につくらせていくといふことに対しては、やっぱり文部省としては、相当強力な行政指導をせなきゃならぬと思ふんです。そういうことをしないで、あと五年後には、養護学校をいわれる義務制化するんですよといふことではだめなんです。隣の青森に、これは常識で考えたつてわかるでしょう。大

体人口の規模から見たつてわかる。したがつて、そういう面と相待ちながら、私はやはりこの問題については積極的な指導をしていかなければ、勢い行きたくても行けないところの子供がずうっと出てきておる。そこに、たとえば統計にも出ておりますように、昭和二十七年から四十六年までの二十年間にわたつて心身障害を原因とするところの心中、自殺、殺人、小児虐待死、事故死などが実に八百八十四件あるという統計が出ておる。これは言うならば、八日に一件の割合で障害児の子

供が何らかの形で命を失う。これなども、これは私はすべてがそこに原因があるとは言ひませうけれども、行きたくても行けないような条件で、やむなくこの就学猶予届けを出させる家庭にあるといふ、この子供のやはり教育権の奪われておるといふところに、障害児教育の大きな問題点の一つがあるといふ点を私はやっぱり指摘せざるを得ないと思ふんです。したがつて、そういう点で申し上げますならば、たとえば、今度文部省が昨年よりも予算を増して二億円で訪問教師といふものを、障害児に対するものをつくりました。それは昨年よりは前進をしております。しかし、この予算の計上を見ても、実は就学猶予の免除を受けたところの子供たちだけにしかこの先生は訪問教師としては行かないわけなんです。そうすると、私は先ほど申し上げたように、府県で非常なばらつきのあるところの養護学校の施設、そういうところに行きたくても行けないような子供は、当然この訪問教師が行つて訪問教育もできない、その恩典からも浴することのできないという形になつておるんです。ここに私は今日のやはり障害児教育の欠陥の一つがあるといふ例も指摘をせざるを得ない。それだけに、基本的にやはりすべての障害児が教育権を保障されて、どこにかややはり就学をしておる。けれども、いろんな都合で就学できなくておるからして、そういう子供に対しては、言

うならば一つの学籍をどつかにつくらせて、そのところの子供にも行けるように、みなが就学猶予を受けておらないで、実際家庭におつたところの障害児に対して、この訪問教師といふものがやはり行けるようなところにまで広げていくといふ点を、私は今後の教育行政の中ではきわめて大事な問題の一つであるんじゃないだろうか、こう思つておるわけでございませうので、その点もあわせていまの御質問に答えておきたいと、こう思ひます。

○宮之原貞光君 ただいまの質問に答へます前に、前段として言われた障害児教育の原則といひますかね、これは確かに教育そのものが一人一人の子供の持つ個性、才能を伸ばしていくという立

○片岡勝治君 いま、お二人のお答えを聞いたわけでありませうけれども、たいへんこの問題については大きな矛盾があるわけでありまして、つまり、

子供の学習権というものを免除、猶予するということは、いま官之原さんが指摘されたように、現実には親が言っている人ではなくて、市町村がそういうものをいわねば出さざる。つまり市町村の責任を回避するために免除願ひ、猶予願ひを出させて、いや親がこういうものを出さなければならぬ、市町村がそれを許可するという形なんですね、実態は。これはたいへん大きな問題だろうと思うのです。むしろこれは市町村が、もっと大きくは国が、障害児を持った父兄に対して、まだ施設が整わないから、ほんとうはおたくさんの子供さんを教育をしたいんだ、しかし、いまいきといつても施設が間に合わない、収容する能力がないから免除させてくれないかといつて持つていくのがほんとうじゃないですか。こういう考え方は間違いですか、文部省どうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 憲法上は保護者に義務を課しているわけですから、その義務を免除するために、保護者がその義務を免除するような手続をとると、これが普通だろうと思います。ただ、現実問題として、親は行かしたいんだと、子供も行きたいんだという場合に、そういうふうな受け入れの態勢がなくて、それがいま御指摘になりましたように、市町村のほうで、教育委員会のほうで、受け入れられない。したがって、猶予または免除の願ひを出してほしいというふうな実態があるわけでございます。しかし、法律上のためまえからいいますと、保護者に義務があるんですから、それを免除するためには、それは保護者に対してそれを猶予または免除されるというのは法律上は何でもないわけですね。したがって、そういう場合もあるわけですね。たとえば親が自分の子供を学校に行かせたがらないで仕事を手伝わさせるといふようなことは許されないという意味の規定でございますから、そういう規定があること自体は別に先生も御否定にならないと思います。ただ、現実問題として、それに倍する、何倍かの、行きたいんだけれどもそういう施設がないという、保護者あるいはお子さんが実際におられるということが問題

なわけでございます。しかし、これも養護学校が義務教育になりました場合には、ほとんど解消するという問題でございますので、これは義務制の施行とあわせてそちらのほうの御意見を聞かせていただきたいというふうな考えているわけでございます。

○片岡勝治君 法律で親に義務を課しているというところは、私も認めるんです。それは親がかつてに学校に行かせないといふことは許しませんよといふことですからそれはいいんですけれど、しかし同時に、市町村は義務教育に関する施設をつくつて、そういう子供たちを全部収容しなければいかぬという義務があるわけですから、親だけの義務じゃないんです。そういう義務があるんだから、それで、つまりじゃそういう免除願ひとか猶予願ひといふものを出さなかつたらどうなるかといふのです。どうしてもそれは子供の教育を、まあ多少足が悪いから、あるいはからだの弱いからといふいろいろな理由があると思うんだけれども、出さなかつた場合どうなるのですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 保護者が義務を履行しないという場合には、学校教育法の規定によりましてこれは罰金がかかるというふうになつておるわけでありまして、通常の場合には、たてまえから申しますと、そういうことになるわけでございますけれども、しかしながら、これはまあ私どものほうからその保護者にそういうふうなちゃんとした手続をしてほしいといふことをお願い申し上げているというところでございまして、別に出不いから、それに対して罰則までかけるというふうなことは考えておらないわけでございます。

○片岡勝治君 いや、私が聞いているのはそういうことじゃなくて、親がかつてに子供を学校に行かせないといふことと、行かせないんだと、多少手が悪い、足が不自由だけれども、行かせたいんだと、しかし教育委員会だめだと、養護施設がないから免除願ひを出せと、実際はそういうことをやっているわけですよ。しかし、いや、そうじゃないんだと、子供には学習権があるんだと

まあちよつと現実的でない論議かもしれぬけれども、私は基本的に障害者に対する学習権といふものを保障するといふ角度からお聞きしているわけなんです。教育委員会から強要されて、その免除願ひとかなんとか現実的に出させられてるわけですよ。しかしそうじゃないんだと、私は親として学校へ送りたいたと、そして勉強させたいんだと、そういう親の意思としては義務教育について何ら拒否するものではないと、むしろ、積極的にその学習権を保障させるためにやりたいと言ふんだけれども、出せといふようなことを強要されているわけなんです。その問題について伺ひしているわけなんです。

○政府委員(岩間英太郎君) 現在の憲法ないし学校教育法の体系では、そういうことは予想してないといふわけでございます。親御さんもやはり自分のお子さんが、現在のたとえは小学校なら小学校に入れてほしいと、それから心身の障害にはかえつて学校に行かせるというところがじやまになるというふうな場合には、当然、猶予または免除の願ひを出していただけるものというふうな考えて、法体系ができておるわけでございます。そういう意味で、現在の法体系につきましましては、現実と違つた部分が出てきていることは確かでございます。また、そのために、私どもは養護学校を義務制に一日も早くしたいといふことで、従来増設等につままして努力をしてきたわけでございます。まあ、法律上の考え方としましては、そういうふうなお子さんがおられる場合には、親御さんは当然そうしていただけるものというふうな考えてきておりますものから、出していただけないといふことは、法律上予想してないわけでございます。

○片岡勝治君 つまり、そういうことを想定してないところに、今日までのこの障害児教育といふもののまさしく重大な欠陥があると思うんですね。それは現実の問題としてわかりますよ。しかし、発想の転換がいまや叫ばれているときですから、やっぱりそういう考え方は、そういうことが

想定されてないといふこと自体がおかしいと思ふんです。だから、いまの法体系がそういうことになりなつていたとしても、それを改善していくというふうな行政の指導が必要だろうと、行政的な措置が、これはですからも法体系がそういうことになつておれば、これはもう早急に改めたいといふことが同時に行なわれていかなければ、私は、障害児教育といふものの発展といふものがなかなか前進をしないだろうといふふうに考えるわけなんです。

それから、障害児教育についてはいま申し上げましたような非常に障害児教育に取り組むこの基本的なまず態度、理解といふものを、まあ私も含めて発想の転換をしていかなければならないといふことを痛切に感ずるわけでありまして、しかし同時に、障害児対策といふものは、そうした精神的なものだけではなくて、現実の問題として施設とかあるいは教職員の問題、そういうものがこれは欠かれない条件だろうと思ふのです。まあ、今回の法律案は、そういう意味での条件を整備するといふところに大きなねらいがあるわけでありまして。

そこで一、二お尋ねをいたしますけれども、施設整備に関する問題、つまり障害児教育の施設整備に関する問題、今後の課題ですね。そうして教職員の養成、待遇、そういったものについての提案者のお考えがあれば、これに補足する考えがあれば、お聞きしたいと思ひます。

○宮之原貞光君 まあ現状については、先ほど岩間局長のほうから就学率のパーセンテージの提示があつたわけでございますが、それだけに養護教育を充実していく場合には施設設備の充実といふことはまあきわめて大事な問題になるわけでございますが、その養護学校そのものをやはりふやしていくといふこともさることながら、私どももいたしましては、この学級編成あるいは教員定数、この面も相当充実をする必要がある、こう考えまして、実はお手元に差し上げておりますところの六号法案になつておるわけでありまして。公立障害

児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に
関する法律案と、これはそのことをすばりに出
ておるわけですが、そこでの一つの学級編
制のものを考え方は、小学部、中学部の場合
は、現行どおりの八人から十人程度にしま
すが、高校の場合は現在の十人というのを半
分ぐらいいして、よりやはり高校部の専門
性を高めていくと申しますか、そこをまあ
考えておる。さらにこの幼稚部のほうは、
何らこれは定数というものはないわけでご
ざいますから、これを私どもとしてはやはり
五人標準で学級編制をさせて、その障害児
に對するところの教育の徹底をはかってい
くというの考え方です。もう一つは、やは
りそれに呼応するところの教員定数というの
を原則として一学級当たり二人の先生をそ
こに配置をしながら、この中身を濃くして
いくと、そういう私は施設設備の面ではき
ちめてこの学級編制と教員定数の充実とい
うことは緊急を要すると、こう考えま
して、いま申し上げたところのこの法案の
要項に盛ったわけでありま。

なお同時に、この定数の問題については、財政
的なやはり施設の面で充実をしていく必要が
ある。そのためには、現在の二分の一負担
というのを少なくとも障害児教育の場合
は施設設備あるいは内容を充実していく
という観点から三分の二に国庫補助率を
引き上げていくことを主体にいたしまして、
七号法案になっておりますところの公立
障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に
関する法律案というものを提示をいたした
わけでありま。もちろん、これで私どもは
十分なこの充実ができるというところは考
えておらないわけでありま。緊急にやら
なければならぬ処置として最低限これ
だけは必要じゃないだろうか、緊急に。こ
う考えまして、法案としても提出をいた
しておる。この次第でございます。

○片岡勝治君 だいぶ長く時間を使わ
していただい。またまだ障害児の問題に
ついてはたくさん問題点があるわけであり
ま。また、いずれの機会かに譲ら

いと思つてあります。

最後に、私はこの障害児問題を私なりに若干勉
強していただきました。まさに、この障害児教
育というのは教育の原点なんだと、これは障害児
教育に尽瘁されておる方々が異口同音に申して
いることばであります。先ほども申し上げ
ましたけれども、教育というものは、一人一人の個
性と能力に應じる教育が十分でない、個人
差を尊重するということがたい文句になつて
いる。ほんとうは通常の教育がもっと極端な個人差
に應じられるように変わってほしい、そのた
めに特殊教育というものがなくなつてもいいで
はないか、ほんとうに普通教育の中で特殊教育とい
うものは、ほんとうに個人差というものを尊重し
た教育が行なわれていくならば、極端な言い方を
すれば、特殊教育というものはなくなつていいん
じやないかということ、先ほども例に出しまし
た国立特殊教育総合研究所長さんが「日本の教育
百年」の中に結びのことばとして出されてい
るわけでありま。まさしくこれは、教育の原点を私
は指摘していることばだろうと思つてありま
す。しかし、今日の日本の教育というものを
ひるがえつて考えてみたときに、はたしてこの考
え方、この教育の原点とも言うべき基本的な考
え方が一体どう位置づけられていくかとい
うと、率直に言つて、私ははた寒い感じが
するわけでありま。それはいま国が、文部省
が押し進めようとしている第三の教育改
革という文句の中教審のいわゆる教育改
革について、この原点とは実は逆な方向に
行つていくとある。つまり、教育というものは、
極端な言い方をすれば特殊教育なんだ、
ほんとうに個人個人の能力、適性、そ
ういふものを十分尊重してやつかない
わけでありま。にもかかわらず、中教審で
言つておるのとは、それとは逆に能力別
にあるいは選別して教育の多様化を考
えていく、こういう考え方が中教審路線だ
と、まあこの方々も批判をしておるわけ
であります。私も、そのように感ずるわけ
であります。

から、ほんとうに国が、文部省が障害児教育とい
うものをさらに大きく前進をさせようとい
うことであるならば、私は、この中教審路線とは相反す
る方向にこれはもう必然的に向かわざるを得ない
のではないかと。ここに、この中教審路線とい
うものが、この批判のある根源だろうと思つて
います。そういう意味でこの中教審路線、つまり、こ
の能力とか個人差によって分離をしていく、そ
して差別をしていく、そして多様な教育の道に無理
に歩かせていく、これはいま私どもがいろいろ討
議をしてまいりました特殊教育、つまり、ほん
とうに個性を尊重した教育という教育の原点とい
うものとだんだんかけはなれていくということを私
はたいへん憂慮するわけでありま。

私はこの際、したがって、文部省に特に希望す
ることは、障害児教育について文部省あるいは国
が全く無視しているとは申しません。努力してい
る点もあるわけでありま。さらに、これを
大きく前進をさせるということに全面的な努力を
傾注するとともに、この障害児教育というものの
視点をぜひ教育全体の中に波及していくとい
う方向で努力をしていくこともお願いしたいとい
うことを文部省に對してはお願いをするわけ
であります。

提案者に対しては、たいへんりっぱな
こと、まあいま提案者も言つたように、これは一つの最
低の当面の課題だということでありま。せめて
この程度はどうしてもこの際やらなければならぬ
ということでありま。私も全面的にこれに賛
成し、ぜひ皆さんの深い理解を持ってこの法律案
が通過するように希望するわけでありま。官
原さんが文部大臣であれば、これはたいへんり
っぱな障害児教育ができるのではないと思
います。

以上で、私の質問を終わりたいと思
います。

○委員長(世耕政隆君) 続いて発言願
います。

○小林武君 これは特に厚生省にお尋
ねいたしますが、これは新聞の切り抜き
なんです。四十九年の一月二十八日に、
厚生省の方です。お説

みになつたと思つて、身障者道連れ自殺
というのが表題で、飯塚進さんという
の助教授の論文の抜粋みたいなものを
新聞に出しているわけなんです。この
身障者の道連れ自殺というものが、
飯塚さんの場合は昭和二十一年から
四十七年までの間に約三千九百九
十九件あったうち、身障者の道連れ
自殺といふのは百八十五件だつた
と、こう書いてあります。このこと
について、厚生省としては御存じだ
と思つておられるわけですが、これ
に對して省内で、特に担当のあなた
たちの間で、そういうことの原因あ
るいは対策というやうなものをお考
えになつたこととございますか。

○説明員(北郷勲夫君) いま御指摘
になりましたやうな悲しむべき事件
が幾たびか起つておるわけござい
ます。こういった大部分の件数は、
重症のお子さんをお持ちになつて療
育に非常に御苦労されて、そのあげ
く自殺をされるというやうなケ
ースでございますが、私どもは何
とかいふた事故を防止したいとい
うことから、いわゆる在宅対策と申
しておりますが、御家庭でそういった
重症のお子さんをお育てになつて
おられる親御さんの少しでも手助け
をしたい、ということ、いわゆる金
銭給付と申しますか、経済的な面
での援助、これは特別児童扶養手
当といふやうなものを支給いたして
おります。これは金銭的にもまだ少
ないと思つて、そういった経済的な
給付、そのほかホームヘルパーあ
るいは日常生活用具の給付ござい
ます。こういったやうな在宅の方
々に對する援護措置をいろいろや
つておるわけでございます。それ
からさらに、どうしても御家庭で
育てることがむずかしいとい
ふやうなケースにつきましては、
施設に収容して、そこでお子さん
を介護するといふやうな仕組み
をとつておるわけでございます。

しかし、いずれにしても、こういったや
うな事件がいろいろ起りますことは、
在宅対策がまだ十分でないとい
う一つの証左であらうかと思
つて、私も、御指摘のやうな事件
が起らないやうに、何とかいい
対策がないかとい

うことで研究はしておりますが、なかなか手が届かない面があるわけでございます。非常に残念なことでございますが、さらに、在宅対策についての内容の充実、それからさらに援助の内容などにつきまして十分くふうしてまいりたいと、日夜心がけている次第でございます。

○小林武君 どうも、あなたも言いくそ言に言っているけれども、これはさっきの文部省の初中局長の答弁にもあるんですけれども、やっぱり一つの線を越えて生きる者の権利というか、国民の権利というものを認めないかどうかにもならぬ状況にある。あなたのさっきの憲法論についてもそうなんです。いまの場合だって、私は、厚生省の方、

施設に入れてくれば死ななかったものもあるんですよ。そんなの何か私は新聞で見たことあります。施設に何べん行つても入れてくれないということでも、もてあまして、もてあましたというよりか、もう悲観のどん底にいつて親子が、親子心中ということは飯塚さんは大きらいで、道連れ自殺というふうに言っているんだそうですけども、私

は、そういうこのものについての皆さんの考え方というものが、いささか私は手ぬるいような気がするんですよ。たとえばあなた、その何と経済適性的にとかなんとかこうおっしゃるけれどもね。たとえば、この百八十五件を形態別に分けると、どういうことになっているかという、母親と子供が全体の六五%です。それから父親と子供が二

一%、父母と子供、これはもう父親も母親も一緒になったものが一〇%、祖父母と孫といったその他が四%、こういうふうになる。その中に母の気持ちややっぱり数字の中によく出ていると思いませんか。しかし父親もやっている二一%、祖父母になつたらこれは孫との関係でやるわけですが、これはもう非常な、これはもう母親とか、父親とい

うようなものの責任でなくてもろに祖父母にかかってきた場合には、これはもう肉親の情というもの、の何というか極致みたいな追い詰められた気持ちになっていると思うんですよ。こういうことに対して厚生省はどうなんですか。この形態別に

調べて、事の対策ということをし、これがわからなかったら私でできないと思うのですよ。財産があり、ある程度生活に余裕があつて元氣なうちは、子供に對してできるだけのことをしてやる能力の人もあるでしょう。しかし、これがもし年老いて、さてかりに自分に子供がいても、兄とか妹とか兄弟にそれを一体まかしていかれるかというような不安感になるといふと、これは父親、母親は追い詰められた気持ちになると思うのです。あなたのところではそういうことについて、大体予算をよけいとるかとらぬとか、何%どうしたとかという問題でなしに、あなた自体お考えになったことがありますか。

○説明員（北郷熟夫君） どうお答えすればよろしいかわかりませんが、私、そういう事件を聞きましておにぎに、その背景についていろいろ調査もさしておりますが、いろんなケースがございますが、何と申ししましても一番感じますことは、相談に乗れるような、これを親身になつて相談に乗るような体制をまずつくらなければならないんじゃない

か。問題のケースごとの問題の解決方法はいろいろあるかと思いますが、そういった相談に乗ってこないうちに、まあこういった不幸なケースを生ずるというような事例がきわめて多いように思っております。御質問のお答えになるかどうかという点については、私どもは、こういった事件が起こるたびにいつも真剣に考えてはおりますが、

なかなかな個々の御家庭の状況までなかなかつかみきれない。非常に残念なことだと思っております。

○小林武君　こういう道を選んだ親の年齢で一番多いのが、三十から三十四歳までが二二％、二十五歳から二十九歳までが二一％、三十五歳から三十九歳までが一三％、こういうのあれを見ると、いうと、まだこの年齢的にはまだ元氣のある時代

でも、このぐらゐの人間がこの道連れにして死んでいく、こういうことになるわけでありますが、いま何か相談相手とかいいますけれども、これはいま何ば相談されたたつでですね。かりに私がいま相談されたらどうだろうか、多少政治家のような

顔をしていますからきつと歩いて、歩いてあなたの方でこれに對して解決点を見つけてくれるかといったら見つけてくれないと思うのですよ。私は、この先生の話の中で、一つだけ、論文の中でちよつと考え方が違うような気がするのは、「悲劇が起るたびに、身障者を収容する施設の拡充などが叫ばれるが、それだけでことは解決するだろうか。法の面では崇高な理念を持ち、立派な制度もあるにはある。」と書いてある。まあ「実態は」となるとさびしい限りだ。」とこゝ言っているんだが、しかし、この中に核家族の傾向になったから「昔は家庭のまわりを親類、縁者、隣近所が無意識のうちにも連帯して守り合っていた」と、

都市化がこういうものを多くしたというようなことにちよつと触れているんですが、私はこれはもう絶対違うと思うんですね。昔はどうしたかといつたら、これらはもう結局隠されておるんですよ。私は昭和二十六年と七年に、教員組合におりましたとき、北海道のことですけれども、その当時盲学校とろう学校、これのあれをなるべく救い

上げなければいかぬということで、学校も所々にできましたからやりましたが、たいへんもう親の反発受けるところがあるんですよ、隠すんですよ。それは何かやっぱり恥ずかしいといいますが何とつか、しかし、この親の気持ちというやつは、私はあの当時のことを言えばよくわかるんです。いわゆる戦前の教育の中では、世の中の役に

る。親もいわゆる知恵のおくれた子供がいると外へ出さぬようにして、人目につかぬようにやっている。目のめした子供がいるとそれに対して教育するよりか、もう隠しておこうというあれがありまして、あのとにかく広い北海道の中の、人間のある場所まで行くのに半日もかかるようなところ

ろまでさがしても、さがすようにさがして、なかそれで全部さがすなんていうことは不可能であつたという、そういう実績があるんです。私は、そういう時代のことが何か美化されて近所、隣、親類、縁者の間で何とかお互いに助け合つてな

ていうようなことはこれは詰にならぬ。いまのようがやっぱりずつとよくなつたと、私は思っているんですよ。戦後はよくなつたと。これは世の中の余され者みたような見方をしないで、人間としての尊厳というようなものを認めてきたからで、堂々と教育を受けるような考え方が、これが教師の間にも、親の間にも出てきた。いいことだと思つてゐるんです。しかし、追ひ詰められた場合に、何がむざんだといつて、もうこの身障者の道連れ自殺なんぞといふのは、こんなかわいそうなことないです。世の中に、だれが身障者を生みたなんて生んだ母親がいるわけじゃないね。だから私はこれについては、厚生省の考え方というのは、やつ

はりとも思いつつたことをやらなかつた。私は社国家というようなことをやるんだつたら、徹底的なやつぱり対策を立てなければいかぬと思うのですよ。これを一体厚生省が思い切つてやるというようなことだつたら、予算の面ではどのくらいあればいいんです。施設にみんな入れる気だつたら。大体わかる、専門家だもの。十億や何

は違つてもいいよ。

○説明員(北郷勲夫君) 事業の中心にもいろいろ
ようかうかと思いますが、私が当面必要だと思つて
おりますことは、親御さんが障害のあるお子さん
をお持ちになつて、障害があるということがわか
る。大体、二歳から三歳ぐらいでわかるわけでご
ざいます。そのときの親御さんの悩みというのは

もう相当なものかあると思うんです。そのなか
た時期に、早めに親御さんの療育の手助けをする
ということが一番大切じゃないか。少しでもよく
するということをや、親御さんに元気づけ
るといふことが、当面一番大事なことじゃないか
と、私は思っております。そういった意味で、早
期療育のための施設の整備でございますとか、あ

るいは通園施設の整備でございまして、か
ういった事業には、さらに人の養成の問題もござ
います。こういったものを加えますと、私はこれ
全体の総額を計算したことはございません。ま
とに申しわけないんですが、相当な予算を要する

と思っております。

○小林武君 相当じやだめだよ。あなた、大体金額の額で十億ぐらい違ってもいいと言ったでしょう。

○説明員(北郷勲夫君) それは、おそらく本格的にやれば十億、二十億のお金は当然かかってくると思います。

○小林武君 それでいいのですか。

○説明員(北郷勲夫君) 二十億でも私は足りないと思っております。あるいは数十億のお金はおそらく理想的にやれば必要だと思えます。

○小林武君 私はやっぱりそれを厚生省が全部一べんにやったらどのくらいかかるといふようなことをやるべきですよ。私が今まで聞いてみたり、新聞で見たりするのは、施設に何はいいてもあきがないと言われて、失望、落胆して、そうして自殺したというのが、相当やはり新聞で目に付いていました。

それからあなたのところへ行くのは、文部省からあなたの関係の施設というものは、後ほどまたお尋ねしますが、これはもうかなり、何というか、重度の子供たちが多いわけですから、だからこれはあなたの頭の中に数字がないというのは、これは私はやっぱりいかぬと思えますよ。怠慢とまではいかぬけど、上司にそういう考え方がないのになんだけ持ていつたって、それは無理だけでも、あなたやっぱりそれについて、これからまたお尋ねするから、来年の予算つくまでの間には、ちゃんと大体どのくらいあったらうまいくんだという話をできるようにしておいたほうがいいですよ。わかりましたか。

それで、宮之原さんにお尋ねいたしますが、この提案理由の中にある、憲法二十六条、教育基本法第三条の中にある子供たちの教育、これはもう心身障害の子供たちのすべてを保障するというたてまえに立つてのことであるから、われわれも賛成しているんですけども、こういう考えに立ちますという、これはあれですか、その提案理由の中に二万一千人というの、これ確かな数

字でございますか。二万一千人の子供が義務教育の機会を奪われているということとは。

○宮之原貞光君 この、二万一千人、これは二年前、本委員会がやったときも、文部省から約二万人という答弁が初中局長からなされておるんです。ですから、一千や二千はあるいは狂うかもしれない形でも、大体二万一千人が就学猶予という形で、ここにも出ておりますように、奪われていると、こう申し上げていいんじゃないだろうかと思えます。それは就学率の、義務教育学校におりながら、実際受けておるところの人数を見ましても、正確に申しますと、四十六年の五月一日現在では、その特殊教育の就学推定者が五十二万九千四百四十四人、それに対して就学者が十六万三千四百四十七で、就学率が三〇・九%と、先ほどのまた御答弁によると、三一・九%ですか、そういうあれがありましてですから、大体この数字は間違いないと思っております。

○小林武君 どうも質問のあれがちよっと、一緒にやりやよかったですけど。

とにかく宮之原さんの考え方の中では、心身障害児という者の全員を、何らかの形でやはり教育するべきだという考え方に立っているように思いますが、そう理解してよろしいですか。

○宮之原貞光君 全くそのとおりです。

○小林武君 初中局長にお尋ねしますがね、初中局長は、一体これはどういう考えですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 教育の可能性のある児童・生徒は、すべて教育の対象にすべきであるというふうな考え方でありまして。

○小林武君 可能性とは何ですか。

○政府委員(岩間英太郎君) これは学校長なり教育委員会が判断していただくということになると思うんですが、いま御案内のとおり、厚生省の方がおられますが、施設と学校と二つの方面から、そういう心身に障害のある方々のお世話をしておるわけでございまして。私どもは教育という立場から、そういうお子さん方に対して教育がはたして効果があるかどうかという点を判断する、たとえ

ば治療が優先するというふうな方は、そういう治療に専念していただく、教育のほうはある程度あと回しになつてもしかたがないというふうなことであると思えます。教育が実施できるかどうか、教育によつてその児童・生徒の能力が開発されていくかどうかという問題があるわけでございまして。現実の問題として、まだ医学的にもはっきりしない面がございまして。いわんや、教育の面でどうしたらいいかわからないというふうな子供も非常に多くあるわけでございまして。そこで、特殊教育総合研究所をつくらしていただいたわけでございまして。教育の可能性のある限り、私どもはそういう方々をお世話してあげるといふ意味は、そういう意味でございまして。

○小林武君 教育の効果のある限りというのは、その場合の限界むずかしいですね。あなたもつと具体的に言ってもらいたいんですよ。具体的に教育の効果の限界というのとはどこなのか。これは、私は大事な点だと思ふんですよ。教育の効果なんというものは適当に考えられるんですよ。私の近所にこのごろ小学校でできたんです。大町小学校という新しい小学校で、そこへ視察に来た私の友人が、何であんな新しい学校へ視察にいくんだと聞いたら、あそこは身体障害児の施設があると、こう言ふんです。初めて知つたんです。そばにいて申しわけなかったですけれどね。そうしたら、その校長さんと話してきたことを、晩に私のうちに泊まつて話しておつたんですが、校長さんが何でも、ちよつと担任の先生がいらいしやらなかつたときに、その子供を、ふろがあつてふろへ入れるんだそうです。身体障害児ですから、校長さん子供をふろへ入れたが、それはもうたいへんだつたらしいです。なかなか容易じゃないといふことを言つたか言わなにかしりませんけど、ね、何か友だちの話を聞いていると、子供を全部一緒にふろへ入れて、自分も裸になつて入つてやつた話を、校長さんや担任の苦勞わかつてお話になつたんだと思ふんですが、話しておつたそうですよ。あなた、そういう子供、教育の効果

これあるだろうか、たとえば、からだの故障なんですかね、そんなことをせぬでもいいじゃないかという議論だつて成り立ちますわな。私はそういうものだろうかと、教育というものは、あなたのいうふうなエリート級はどうかしりませんけど、そういうものの見方すれば、教育なんかするのには、ほんとうにほんのわずかでいいということになる。だんだん政府も大学もあまり数ふやさぬで、質のほうを高めるなんといふことを言っているとかいふ話も聞きますから、あれなんだが、教育の効果というのを、それと教育を受ける権利を持つていふこと、その教育を受ける権利といふようなものは、頭のよしあしとか、からだの故障のあるなしとか、そういうもので、効果あるなしの判断をして切り捨てるという、そういうものの考え方が教育の中にあつていいかどうかということ、これは文部省と、それから全くこれと反対の立場に立っている提案者との、それぞれからひとつ御答弁をいただきたい。

○政府委員(岩間英太郎君) 別に切り捨てるという意味ではもちろんございせんけれども、やはり実際に担当しておられる養護学校のほうで、お預かりをできるかどうかという、平たいことばで申しますと、そういうふうな意味合いで申し上げておるわけでございまして。私どもが具体的にどういふ基準で、どうやるというふうなことではございせん。先ほどもちよつと申し上げましたが、極端な場合ですと、交通事故でずつと意識不明で寝たきりになつておると、これは明らかに教育の対象にはなり得ない。それから重度の心身障害児で、重複障害のような方がおられます。まあ暴れ回つて手がつけられないと申しますか、暴れるのを押さえるだけでもう精一ぱいというふうな方もおられると聞いております。そういう方々を、私どもも学校のお世話をしておりますから、学校に、できればお願いしたいわけでございますけれども、学校のほうでどうにもお預かりできない、あるいはお預かりしても自信がないという場合に、そこまでお預かりをすべきかどうかというふう

な判断は、やはり私も行政をおあずかりする者としてはあるわけでございます。個々のお子さん方、あるいは保護者の方々にとりましては、まことにたいへんなことでございますから、できるだけお預かりしたいということではございますけれども、教育という面を担当しておりますわけですから申し上げますと、お預かりできるかどうかという一つの限界はやっぱりある。それを明確に言えと仰せられますけれども、ちょっとむずかしいわけでございますけれども、各学校で、お預かりできる方々はある程度お預かりしてほしいということを申し上げる程度でございます。

○宮之原貞光君 先ほどもお答えしましたけれども、私も、この三つの法案を出したところの根本的な考えは、あくまでも憲法二十六条なり、教育基本法三条の精神から踏まえて、いわゆる、どういふ状態の立場にある障害児でも、すべてやはり教育を受けることの権利がある、それを保障するのが、これはやはり国のつとめだと、こういう考え方を基本として立つておるわけです。ただ、それならば現実はどういふ状況かと申しますと、確かにいまの実態見てみますと、教育の可能な子供は、いわゆるその教育機関へと、それはもう文部省の所轄になっておるわけですね、あるいは訓練可能な子供は福祉施設へ、重い障害児は医療機関へと、この二つが現在は厚生省に入っておるわけですね。それがどう分かれておるというところに、私はそれでいいのかどうかという、非常に疑問に思ふんです。確かに、それぞれの省の立場から言わせれば、自分の与えられたところの仕事だけやりたいという、あるいはそれを充実したいという気持ちもあるでしょうけれども、私は、そう言っただけで分けたやっぱり施設をつくり、あるいは教育機関をつくるということが、二十六条でいうところの、正しい意味での、教育を受けることの権利を保障するところの仕組みなのかどうかということに、非常に疑問がある。その点は、私はむしろ、厚生省のほうが、一歩、そういう形のほうに進ん

でおると、こう見ておる。というのは、四十九年の四月四日に、厚生省の児童家庭局長が通達を出しておるんです。この通達を見ますと、いわゆる精神薄弱児の通園施設に関する従来の態度、考え方を改めておるんです。従来は就学義務の猶予、免除を受けたところの子供に限ってそこに入ってよろしいと、こういうのがあったんですけれどもね、それをこう撤廃されて、改められた。そのこと自体は、私はやっぱりこの施設ということと、教育というものの、あるいは医療というものをできるだけ一体化して、そうしてこの障害児の子供の教育権というものを保障しようというものを考える方に一歩近づきつつあるという点では、これは評価しておるんですよ。したがって、私から言わしむるならば、いわゆる、その教育機関の近くに、たとえば必要な施設を並べてつくるとか、あるいは施設の中にもいゆる学校の分校をつくるとか、あるいは医療機関と福祉施設と学校とをかねてつくらせるとか、そういうものをやっぱり一体的に——おれは厚生省だ、いや、文部省だという所管争いじゃなくて、ほんとうに障害児の教育ということ、障害児の将来というのを考えるとするならば、むしろ、縄張りをはずして、相互に協力し合つて、両方を一体化させていくという、今後のやはり障害児教育に対するところのあり方、医療機関に対するところのあり方、こういうことこそ私は正しいんじゃないだろうかと思ひますし、そういう方向に両省ともやっぱり努力をしてみたらなきや困るところの問題じゃないかと、こう思ひます。

○小林武君 全くそうなんです。この四十九年ですか、この厚生省の通達これはもうほんとに私は、文部省、よほどせんじて飲まなきゃいかぬですよ。あなたのかんてね、何かあなた全部預かったやうなことを言うけれども、文部省がそんなこと、預かっているわけでも何でもないんですよ。国民はみんな自分の子供を教育するだけのあれがあるわけですよ。ただし、厚生省という役所があるな

らば、私は道連れ自殺というようなことをやらないうような、やっぱり施設というものについては責任を持つてもらいたい。しかし、教育の面が、そういう重症者といえども教育の権利はあるということを確認されたという点については、私は非常に評価しますよ。だから、文部省の考え方は少しおかしいんじゃないかと私は思ふ。あなたたちの考え方の中には、もう極端な考え方、むだめし食わせるような教育はやりたくないという考え方です。私はそんな根性で教育なんというものはできるもんじゃありません。あなたたちのほうでは、すぐ聖職、聖職なんという、何の聖職だか知らぬけれども、私は聖職と言わぬでも、人間の尊厳、生きてゐる者は、この世に生を受けた者は、どんな、一体、立場にあつても教育を受ける権利というものはあるという立場を堅持しているんです。労働者のほうがりっぱな考えを持っているようだね、文部省よりも。あなたたちのほうは、口じやきれいなことを言うけれども、そこへいくというところ、まるきり別なことの立場に返るようだが、私はそういう考え方、あなたはどうしても改められないようだけれども、それは文部大臣以下全体の考え方かどうか、もう一ぺんあなたに聞きます。

○政府委員(岩間英太郎君) 初中局長としての考えでございます。まあ、教育をできればいいんです。医療のほうもそうだと思いますが、やはりその意味で、私もそういうお子さん方をお預かりするのにもやはり限界があるということ率直に申し上げておるわけでございまして、そういう方々を決して無視しようとか、あるいは教育の可能性はあるのにそれを無視しようとか、そういう考えはございせん。私どもの力の限界というものを申し上げておるだけでございまして。

○小林武君 それはあなた、少し言い過ぎですよ、あなた、初中局長かなんか知りませんけれどもね、教育の限界なんというのは、あなた口にできますか、そんなばかなことを、一体、どうですか、私

は大正年間に師範学校に入ったときにびっくりしたんですよ。そのとき初めて北海道の師範学校に、当時はあまり子供に対しての配慮が足りないところがありました。いまのように身体障害児といつたほうが一番個人の人格を認める上においていいんじゃないかというような考え方まで配慮しなかつたから、白痴教育といつたのです。白痴教育という教育をやっているのが、われわれの寄宿舎のすぐ下にあつたのです。これはいつか私もこういうところで話したと思ひますけれども、それはもうすこい、ちょっとやはり白痴という名前がついてゐるくらいですから、これは相当な子供だつた。その子供たちを毎日見ておりました。後ほど私はその家に、そこで御主人がなくなつて後に下宿したことがありますが、その苦悶談というのを、家族全体がもう全く同じ教室といふ、建物の中に夜も昼も教育するといふ施設でございまして。私は、その当時からいゆる知恵おくれの子供たちの教育というものがそこをとにかくスタットとして、そうして長い間かかつていままできたのです。私は、いまごろ文部省があなたたちの考えかどうかしらぬけれども、教育の効果の上からどういふかというやうな、言うてみれば、知恵おくれの子供たちに対して考えているのであれば、おおよそそれは文部行政というもののやることは全部そこであつてしまふんですよ。先ほど提案者の方から話ありましたけれども、一体役に立つ、何か国家に貢献するようなところの人間でなければ教育の価値がないやうな考え方がいままでの教育界の中にあり過ぎた、そういう意味の御発言があつたけれども、あなたたちはあまり露骨にそういうことを言うのであれば、これは重大なことだと思ふ。大体どうなんですか、あなたたちの教育のことに書いて予算もつてゐるのですけれども、ささやかながらでも、それは何なんですか、飾りなんですか、それと本気になつて、憲法二十六条のいゆる教育を受ける権利というものを、どんな人間でもこの世に生まれてきたら平等

に与える、持っているということを認めようとする立場をとっておるか、一体どっちなんですか。
○政府委員(岩間英太郎君) 心身に障害のある方に対しまして教育をする場合に、二つの目的がございます。一つは、社会復帰のできる方ではできるだけ社会復帰をしていただきたい、そういうふうな意味合いの教育をしていく。それから、社会復帰の無理な方は、教育を受けることによって何らかの生きがいを感じていただくような、そういうふうな行き方はないものだろうかというのが、いまの私どもが心身障害児教育について考えておることでございます。

先ほど先生が御指摘になりましたように、いわゆる白痴と申しますか、強度の精神薄弱という方々につきましても、これは聞きかじりではございませんけれども、校長先生の言うところでは、ある一定の年齢までまいりますとかなり教育の効果があられてくるということでございますから、そういう方々につきましても、少し時間がかかりましても繰り返し繰り返し教育を授けていくということ、これが必要であらうというふうに考えております。

しかし、いま私どもが申し上げておりますのは、重複障害児あたりで一体教育上どう対処していいかわからない方々がまだおられる。そういう方々で実際に学校で預かりできない方もそれは出てくるかもしれないというのを申し上げていくわけで、できるだけ広い範囲で教育をするということ、これにつきましては、別段、先生の御意見に反対するものではございません。

○小林武君 あなたの考え方というのは、だいたいまあ困った考え方だと私は思うのですよ。とにかくさだと思いますが、身体障害を持たれた人たちのために住宅をつくる、アパートをつくる場合に、車いすに乗った人たちはどうしたらいいかというふうな、そういう人たちの住宅の設計、その場合にはおふろ場をどうするか、こまかい配慮をやっておる。これは、私は何と云っても新しい意

法が出てから、人間の一体固有の権利というようなものを尊重するという角度から、だんだんそういうことが常識化するようになった、こう思っている。このような人間というものが大事にされるということ、そういうことが一般日常の生活の中にも取り入れられ、政治の中にも取り入れられる中に、一体教育の効果なんてとらえようというふうなことを聞いているという、もうはた寒くなるね。そうすると、あなたのほうで切り捨てる考え方のものは、厚生省のほうにまかしたほうはこれはもう全然関係なしでいこうという考え方があろうように見えるのですけれども、これはどういう考え方で、厚生省の考えとは対立した考え方ですか。

厚生省は、就学免除になった者にも教育というものをその中に持ち込んでやっていく。あなたのほうは、それを今度はへたに教育なんということを主管する役所なものだから、たいへん専門家がぶつて教育の効果を出さずして、それらの者は教育を受ける必要がないと、こういうふうな考え方ののか。私は、そこあたりはつきり返事してもらいたいし、教育というものの効果というものをかりにあなたの立場で認めたとしても、教育に対する技術とか、あるいは教育という技術からさらに医療の立場から、あらゆる面から人間の進歩とともに教育というものはあらゆる人に施さなければならぬというふうな実績が出ていくというのをあなたはお認めにならぬようだけれども、そういうものに対して、さつきも言ったように全然効果なし、そういう世の中になんに進歩してもそういうことではない、こういうたてまえに立つて教育をおやりになるとすれば、これはもう教育放棄です、正直に言って。特殊な者だけ教育をやって、特殊な者というより、役に立ちそうだとあなたたちが判断したような者だけが教育の対象になっていくことになるのだが、その説は曲げる気持ちはありませんか、どうです。

○政府委員(岩間英太郎君) 先生のおっしゃるの、は、ちよつと私にとっては極端なように聞こえるわけです。
○小林武君 極端じゃないですよ。
○政府委員(岩間英太郎君) 人間の進歩というのはこれは当然あるわけですから、将来区療的にも医学的にもそれから教育的にも可能性はどんどん増していくと思えます。その教育の可能性が増してきた場合に、当然教育の対象となる者もふえてくるということ、これは当然だと思えます。ですから、私どもも、その人類の進歩、そういう意味の進歩というのにつきましても希望を持っています。その教育が完全に行なわれるように、しかも効果的に行なわれるようにしていきたいという願いは、先生と少しも変わりないと思うわけでございます。

厚生省が先ほど通達を出したと申し上げておりましたが、これは、いままで就学猶予免除を受けた者でなければ施設のほうで預かりしなかつたというふうな一応の基準があつたわけでございます。実際上はお預かりをしておつたかもしれせんが、その基準を撤廃したということでございます。それは私もたいへん喜んでおるわけでございまして、それとは別に、やはり現在のところ教育的にも医学的にもやっぱり限界がある。私どもは治療を優先するような方々、そういう方はやはり教育をあと回しにしても治療を優先をしていただいたほうがよろしいのではないかと、そういうふうな考え方です。それから私どもの手に及ばない方々、そういうものにつきましても、これはごめんどもでも厚生省の施設のほうで預かりいただいて、教育が可能な時期になりましたら私どものほうで預かりしていただく、そういうふうな仕組みを申し上げておるわけでございます。

○小林武君 あなたの、三重の大学のあれは医学部というんですか医大なのか知りませんが、あれは、あそこには自閉症の子供の何と云いますか、治療教育というものはあつた。あれについて知っているだけでそこちよつと報告してください。
○政府委員(岩間英太郎君) ちよつと私存じませ

ん。
○小林武君 存じない。そうすると、やっぱりあなたよりか私のほうがよく調べている、調べているというよりも、私の友人の子供が自閉症になりました、その際ある大学の先生は自閉症でなくて普通の子供だと、こういうことを言われましたけれども、ある何と云いますか子供専門家から、これは三重大学へ行くと、そういう子供を扱っている先生がいる、そこで私も、何しろ小学校の先生が自分の子供と女房を二年もそこへ話を聞いて通っているわけですから、たまになくなって来たわけですから、私もちよつとお手伝いをして、そうしたら非常に親切で三重の教育委員会も北海道の教員を採用してくれて、そして、そこで子供さんのあれをやった。私は自閉症というふうなもの、このころではかなり自閉症の子供をどうするかという、教育するかというのを研究されてきたと思うんです。あなたのほうで何か御存じないようだけれども、自閉症の子供というのはどうしたらいいのか、教育からはずしておいていいのかどうかということ、それからたとえば言語障害の子供、言語障害の子供は東京でも言語障害の子供の扱いをやっているのがある。新宿にそういう国の施設でしような、もあつて診断もしてくる。直接には学校の中でもやって、全国的にそういうものがだんだんふえてきた。これもいわゆる義務教育の中でちゃんとやられていくわけですね。それが遅々としていく。私の知り合いの子供もたいへんにその点では進歩というのには遅々としていくなと思ふし、それからある年齢になると、自分には耳の障害があるためにことばが明確でないのだというふうなことの悩みが出てきて親を泣かせることもあるというのことも聞いています。しかし、そういうものがたくさんあるの努力によつて、耳鼻咽喉科の先生のいろいろな援助も要るけれども、学校の教師が一つのやつぱりそれについて研究をして、そして普通の子供まではならなくても、普通の子供にやや近いだけのものにするだけの努力をして開拓をしているわけですね。そ

れが教育だと思ふんですよ。可能性の問題を先にきめて切り捨てるなんというのは教育じゃないわけだ。そんなことを言ったら、私らだって教員やつたことがあるからわかりますけれども、こんなにわからぬならこんなもの学校へ来ることない、おまえもうあしたから来るなんて言うたら何人残るでしょう。私らのころは七十五人ぐらい持たされたので、七十五人ぐらい持たされたので、七十五人ぐらい持たされたならまあ半分ぐらいはほかしてやりたいぐらいの気持ちにたまることもなかったわけじゃない。何は言うてもわからぬなというような気持ちあったですけれども、しかし卒業してもう六十ぐらいになった自分の教え子を見ると、そんなこと決してない、もうりっぱなものだと思っています。教育の可能性なんというものはそんな簡単なものじゃないです。これは私の体験を通して言っている。あなたたちの残念ながら文部省の役人というのは教員やったことないんですよ。やった人もいるのかしらぬけれども、そういう人の発言権はやはり小さいのでしょね。教育研究所があつて教育研究所の中で一体どんなことをやっているのか知らぬけれども、たまにはいいことも一つ可能性を見つけるような話ね、教師に対して励ましを与えるようなそういう役所になったらどうだろう。その面であつて金使えと、出してやろうかというぐらいのそういう一体励ましというのはないようだしね、いまの話聞いていると。大体自閉症ろくでもないことをやっているというふうに見たのかどうかしらぬけれどもね。自閉症の教育だとか、耳の聞こえない言語障害の子供を、一体ものをしゃべらせようなんというそういう考え方が間違いだと思つていいのかどうか知らぬけれどもね、私は、そういう態度では困ると思うがな。あなたたちは、さつきから言っているとおり、どこまでもそれががんばりますか。もうはつきりそこで提案者とあななたたちの考えとは対立しているのだ。どの子供にも教育を受ける権利があるというたてまに立つたときに、教育に従事する者は、あらゆる手当てを講じて、その子供を生まれたときよりもより以

上に前進さしてやるということ、そういう意識込みがなかったら教育なんかできないですよ。私は、これも北海道の話ですけれども、いくさは負けて、ようやく新制中学なんかできるころに、金がかかってしょうがないころ、悪意でも何でもなかったんですけれども、教育委員会の人が、特殊教育の話を何か交渉のときに出したら、あんなぜいたくな教育ないよと、こう言つたので、えらいもめのごとが起つた。もつとも考えてみれば、一学級の数は少ないわ、いろいろな点でそれは金がかかるんだ。しかし、それをあのとき、私は金のかかるぜいたくな教育だと、そういうものを教育しているのをほかのほうに回したらもつと有効適切だということのようなもの考え方は許されなかつたんです。しかし文部省がいまそういう考え方を持つているとすれば、とにかくあなたたちの権限というのは非常に強いんだから、このごろの教育委員会から教育委員会と伝わつていくとどういうことになるかという心配するんだけれども。あなたたちは、その考え方捨てる気ありませんか。

○政府委員(岩間英太郎君) 私は、そんなに極端なことを申し上げているわけではなくて、先ほど先生おっしゃいました自閉症の問題なんかも、三重の大学の場合には、私、三重の大学の先生の論文読んだかどうかわかりませんが、最近も拝見しておりますと、自閉症の場合には、医学的な理由がだいぶあるようでございまして、全部自閉症というようなことで言っておりますけれども、それぞれ原因が異なつてゐる。それから年齢までいけば自然になおつてくるというふうなものもおられる。それから非常に知能の高い方もおられる。しかし全部が先天的に知能が高いというわけでももちろんございません。そういうふうないろいろなデータ、研究の成果というものが次々と出てくるような可能性があるわけでございます。特殊教育の総合研究所をつくつていただきましたのも、その特殊教育という分野がまだ未開拓の分野が非常に多いものでございますから、ああいうところで実際に研究をしていただくということが目標でつ

くらしていただいたわけてございます。そういうふうないま発展途上の教育でございますから、いろいろむずかしい問題ございまして、現実問題として、学校で預かりできないような方もそれはおられるかもしれないということをごく例外的に申し上げておるわけでございまして、私どもは、そういうものを切り捨てるとか何とかそういうもんじやございませんで、実際にまだそこまで能力が及ばない、そういう方々につきましては、これは施設のほうで預かりをいただいてまた教育の可能性をさぐると、そういうふうな行き方、これが現在のところの現実的な行き方である。将来とも研究は進めていくと、それに応ずる新しい方法が見つかりました場合には、それを取り入れて学校のほうで教育していく、そういうふうに申し上げているつもりでございまして、少し先生の御指摘と私の考え方が違っておりますので、その点はいへん残念に思いますけれども、私の考えはそういうことです。

○小林武君　ちよっと聞こえない。違ったところはどこです。

○政府委員(岩間英太郎君)　私どものほうは、切り捨てとか、そういうふうなことを申し上げているわけではなくて、現実に学校のほうでまだその力が及ばない、研究の成果もまだ出ておらない、どうやってお預かりしていいかわからない、そういう方々につきましては、あるいはお預かりできない方もおられるかもしれないことを、現状から率直に申し上げておるわけでございます。

○小林武君　あなた、何だかだんだん混乱しているようだけれども、何も心身障害児童の教育というのは、一般の子供の中に込みにしてやれというようなことを言っているわけでもないでしょう。それはわかるでしょう。心身障害児童といっても、いろいろあるわけですから。同じ言語障害の問題でも、軽い者もあれば重度の者もある。あるいは身体に異常のある者については、これもまたいろいろさまざまな者がある。このさまざまな者が、一体普通の子供と一緒にやれる程度の者なのか、

あるいは特殊な施設をもつて教育するべき者のなか。あるいはとにかく親にかわつてある程度、親がなくなつても、施設の中でほんとうに安心のできるような暮らしをさせながら教育するというやり方もあるだろう。どんな形でも、教育というのは受けられるんだ。私は、厚生省のほうの施設の場合、心配するのは、ただ入れておけばいいんだということでは、これはだめだと思う。そこに気がつかれたということについて、先ほど来提案者からもお話がありましたけれども、私は非常な大きなやつぱり進歩だと、こう思うんです。そのことを、あなた否定するんであれば重大だと、私はそう言っているんです。教育の効果云々ということで、教育を論ずるようになったら、あなたの場合では、ある線から下の者は切らなきゃいかぬということになりますよ。しかし、いろいろなふうがあることはあります。たとえば、耳が全然聞こえないと、その子供に手話をさせないで、そして口のあれでもって会話ができるようになった子供がいました。これは私のわりあい近くにいます。ものですから、ずっと大きくなるのを見て、いまもう高校へ行っています。しかし、私はそういう教育のしかたがよかったか悪かったか判断できませんけれども、ちゃんと高校へ通つて勉強している。しかし、だからといって、手話が全然悪いとは言いませんし、とにかくやはり世の中に出て、きちんと教育も受けられるという親の願いにかなうように、やつぱりみんなが熱心になればできるということを見ているわけです。そういう可能性を、一体、問題でありませんと、あなたの子供はとにかくうちの学校では預かれませんと言つたのは多少ありました。入れてくれるときにいろいろ問題があったこと。ただし、いわゆる子供のときやつてくれた先生が、いや、一般の学校で教育するべきだということで、その子を一般の学校に入れた。私はそういう試みというふうなもので、できるならば、いろいろなあれをやつて、子供に教育を受けさせる権利を守つてやる必要があると思ふのです。それについてのあなたたちの考え方

がいささかどうもどうかと思う。何かやっぱりむだめし食っているようなあれじやいかぬというようなこと。むだめし食うなんというようことは言えないけれども、しかしこの間、何か江崎さんとそれから湯川さんの対談みたいなものが新聞に出てくるのを見たら、湯川さんは、わしは研究といつても、好きなことをやってむだめしばかり食っていったと、あまり役に立たなかつたやうなことを言うけれども、ノーベル賞もらつたんだから、これはむだめしではないはずだけれども、しかし、学問やる者にむだめしを食わしてもらはないという、ほんとうの研究はできないということを私は言っているのだと思う。江崎さんの場合について、おまえさんは相当むだめしたくさん食えるやうなあれでたいへんよかつたでないかというやうなことを言つたんでないかと、そんなことも考へてゐる。だから教育の問題を議論する場合に、むだめしなんというところは言うやいなこと、おまえさんが、というやうなね。高校全入というのを教員組合がやつたときに、ネコもしくし高校へ入るなんておかしいと言つて反対したのは文部省ですよ。しかし、そのことがよかつたかどうかというやうなことは、いまこゝで議論するまでもないでしょう。困つたものだと思つてゐるかもしれない。あなたたちは思つてゐるのだと思つても、しかしそのことが日本のためによかつたか悪かつたかということについては、私は決して悪かつたとは思わない。高校全入こそは、文部省では反対しても、親たちがみんな望んで、そしてその運動を進めて、そしてほとんど九十何%の子供たちが高校を終えるやうになつた、これはむだめしだとは思わないと私は思つてゐるんですけれども、教育というものは、そういう可能性を信じて進んでいくことがなければ話にならぬです。一時間たちました。あとのやつは次に回すことにいたしまして、それまでひとつよく考へてきてください。あなたと違ふ考へ方になつたら、この次はまた別なことを聞きますけれども、改めてもらなければならぬと思ひますね。

いまのような考へ方は。あなた個人の意見だと言ふが、個人の意見はだめです。ひとつ省の中で皆さんの文部省の意見としてこゝへ持つてきてください。私が言うのは、文部省全体がそうですというなら、そういう答弁をこの次のときとしてください。

きようは終わります。
○委員長(世耕政隆君) 三法律案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(世耕政隆君) 次に、学校教育法の一部を改正する法律案(第七十一回国会開法第一一二号)を議題といたします。

本案はすでに趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。
○内藤三郎君 文部大臣、これから学校教育法の一部改正についてお尋ねをしたいと思ひます。最初に、教頭について、戦前はどのような扱いをしておられたのか、これは初中局長からお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 小・中学校の場合には、御案内のとおり、昭和十六年の国民学校令に教頭の規定が設けられたわけでございます。最終の規定は、第十六条に、「学校長及び教頭ハ其ノ学校ノ訓導ノ中ヨリ之ニ補ス」とそれから「教頭ハ学校長ヲ補佐シ校務ヲ掌ル」というふうな規定になつておるわけでございまして、それから高等学校、大学の関係では、明治十九年の尋常師範学校官制に、第三条といたしまして、「教頭ハ教諭中ヨリ之ニ兼任シ学校長ノ監督ニ属シ教務ヲ整理シ教室ノ秩序ヲ保持スルコトヲ掌ル」という規定がございまして、それから、同じく明治十九年の高等師範学校、高等中学校、東京商業学校官制に、第三条といたしまして、「教頭ハ教諭ヨリ之ニ兼任ス」、「教頭ハ学校長ヲ指揮シ校務ヲ整理シ教室ノ秩序ヲ保持スルコトヲ掌ル」という規定がございまして、尋常師範学校官制は明治二十四年に改正がございまして、この規定が削除になつております。なお、

高等師範学校、高等中学校、東京商業学校官制では、明治二十三年に改正がございまして、この規定が削除になつております。それから国民学校令は、御案内のとおり、昭和二十一年に勅令によりましてこの規定が削除されておりました。昭和三十一年に学校教育法施行規則で新しく規定が設けられたということは、御承知のとおりでございまして、

○内藤三郎君 教頭については、戦前も制度的に確立されておつたし、戦後も学校教育法で規定があるわけでございまして、戦前と戦後と同じものが、変わった点があれば変わった点を明確にしたい。同時に、待遇についてはどういう措置が現在行なわれているか、これもお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 先ほど申し上げましたように、国民学校令に規定があつたわけでございまして、その考へ方は、私は戦前も戦後も変わらないと、それから教頭の役割りというものは戦前も戦後もそう変わつておらないというふうな感じがするわけでございまして、まあしかし、規定の上では、戦前は勅令で明らかにされておりました。また、待遇の改善も行なわれておつたと、校長と同じように委任官の待遇ということになつておつたわけでございまして、戦後は学校教育法の施行規則で規定をされて、それから待遇につきましては、これは一部校長と同じような待遇はしておりますけれども、まあこれは教諭と同じような待遇がされてまいつてきておるといふふうになつております。

○内藤三郎君 戦前の教頭の待遇は、やっぱり校長に次いでよかつたんじゃないかと思ふだけけれども、どういふ扱いを受けておつたか、その点をもつと少し明確にしたいでございます。

○政府委員(岩間英太郎君) 小学校の校長とそれから教頭は、まあほぼ同じ待遇を受けておつたわけでございます。国民学校令の施行の際に出ました制定の趣旨というものがございまして、そこ

らず、教頭たる訓導もまた委任待遇となすこととせりというところでございまして、校長と同じような待遇にしたということが言えると思ひます。

○内藤三郎君 待遇の点はわかりましたが、職務の内容ですが、これは戦前は勅令によつて規定され、戦後は学校教育法施行規則によつて、教頭は校務をつかさどり校長を補佐するですか、まあそういうやうな規定があるわけで、内容的には同じでございますが、なぜ今回、それでは、学校教育法を改正して、法律によつて地位を明確にしないかならぬか、この点をお尋ねしたいと思ひますが、これはひとつ大臣からお答えいただきたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教頭さんの仕事、企画とか指導とか管理といった仕事、これがまあ中心をなしております。実際の授業を受け持つというよりも、こういった仕事のほうがずっと時間的に見ましても多くなつてゐるわけでございまして、したがつて、これを職としての法定をする、そのほうが正しい姿ではないかというやうなことで、学校教育法に掲げさせていたきたいと思ひます。こう考へたわけであります。しかし、経過的に申し上げてまいりますと、一番このことを熱望してこられたのが教頭の皆さん方でございます。学校教育法の施行規則で教頭というものをすでに定められておるし、管理職としての扱いも受けてゐるわけでありますけれども、国権の最高機関で、法律の姿で教頭というものを明示してほしいんだというところが教頭の皆さん方から非常に強い要望になつて出てまいつたわけでございまして、これは学校現場におきまして、職員会議が最高決議機関だといふやうな動きもございまして、また、そこで公選によつて職務分掌を定めるんだという動きがあつたりいたしまして、任命された教頭を教頭として認めないといふやうな運動があつたりする。そうしますと、やっぱり法律においてはっきりしてらうということが自分たちの地位を確定させることではないかと、こう考へられたらうと、こう考へるわけでございまして、一番強く希望しておられるのが教頭さんでございまして、そう

いうような紛争の過程から明確なものにしたいという希望が強まってきたらどうか、こう思います。

○次に、非常に熱心に主張されておりますのが校長会の皆さんでございます。教頭さんに校長の仕事も助けてもらわなければならない。助けてもらわなければならないけれども、その教頭さんについて職員会議が必ずしもよい態度を示さない。そうすると、法律で明定してもらって助けてもらう地位というものを確定させたい、そして真に力になってもらわれないと、なかなか学校の運営にも困難を来す面が多いというようなことであるようでございます。そういうような複雑ないろいろな問題がからんでまいりまして、そういうことから四十三年以来ぜひ法定したい、職として確定したいというところで国会にお願いをいたしておるわけでございます。

○内藤三郎君 教頭にはすでに管理職手当が支給されておりますが、管理職手当は教頭についてはいつから設置されたか。これは事務当局からでけつこうですが、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、校長におかれまして昭和三十四年からでございます。

○内藤三郎君 校長はいつからですか。

○政府委員(岩間英太郎君) ちょっと私も記憶ございませぬが、三十二年ぐらい前じゃなかったかと思ひますが、正確に確かめましてお答え申し上げます。

○政府委員(茨木広君) 私からお答え申し上げます。附属の学校長に支給いたしましたのは、三十三年の四月一日からでございます。

○内藤三郎君 そうしますと、校長も教頭も管理職手当をもらっているわけですから、当然私は管理職だと思ひますが、ただ、これ非常に奇妙なことなんですけれども、校長、教頭を管理職として指定されておられる組合に入っておったという実情があるんですね。ところがILO八十七号条約批准に際しまして、校長、教頭のような管理職の者が組合に入ると御用組合になるといふやうなことで、組合から離脱されたと思ひますが、これはいつからでしたか。人事院のほうからお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) ちょっと私調べたものでございましてから申し上げます。四十一年の六月からでございます。

○内藤三郎君 それなら人事院のほうでございすが、これは人事院規則によつてそれが国家公務員が適用され、その結果地方公務員にはね返つたと思ひます。四十一年から校長、教頭が法制上は離脱させられたと、しかし現実はどうなつてゐるのか、この点明らかにしたい。これは文部省、まだ入つてゐるかどうか。

○政府委員(岩間英太郎君) これは、校長とか教頭のような管理職の方々が職員団体に入つてゐることは、これは別に法律でも否定はしてゐないわけでございますけれども、ただ、その法の保護は当然受けなくなるわけでございます。正式な職員団体では、法律上の職員団体ではないわけでございますから、交渉権等はなくなるというわけでございまして、その中で、管理職だけの組合もできてゐるわけでございますけれども、各県でまあそういう先ほど申し上げましたやうな、そういう法の保護を受けないということが明らかになりましてから、教頭が入つてゐることは私どもは承知をしないわけでございます。ただ、まあ金銭的な何か援助と申しますか、そういう関係で教頭が関係をしてゐるというところは耳にするわけでございますが、詳細は承知をいたしてございませぬ。

○内藤三郎君 ILO八十七号条約は労使の間をはつきり峻別することなどで、文部省と日教組には団体交渉権はないけれども、地方の都道府県と各県教組とは、これは任命権者ですから、私は当然団体交渉権があると思つてゐるんです。その場合に、組合に入つてゐるということは、これはILO八十七号条約精神、違反すると思ひます。ですから、入つてゐるとすれば私は問題があると思ひますが、この点もう少し明らかにしたい。

○政府委員(岩間英太郎君) 御指摘のとおり、職員団体に管理職が入つてゐますと、これは正規の職員団体ではない。正規と申しますのは、法律上の保護を受ける職員団体ではない。したがつて、県の教育委員会と交渉をするというふうな権利はなくなるわけでございます。私も承知しておりますのは、形式的にそういう者が入つてゐるというものは、形式的にそういう者が入つてゐるわけでございます。

○内藤三郎君 組合から離脱してゐるから当然組合費も払つてないと思ひますが、この点はどうなんですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 組合費ということではなくて、金銭的な関係があるというふうなことは聞いたことはございませぬけれども、それが何か、寄付金でございませぬのか、あるいはその他のものでございませぬのか、その点は承知をいたしてございませぬ。

○内藤三郎君 今度の法制化によつて、何か組合に特別不利益な点があるのかどうか、私はこの点をお尋ねしたいんですが、いまのお話を聞きますと、まあすでに戦前から教頭というものは地位が確立しておつたんだと、校長と一緒に、そして、ILO八十七号条約を批准しましてから組合から離脱され、そして組合費も払つてゐない。そのほかに、今度の法制化をめぐつて何か特別組合に不利益な点があるのかどうか、この点を明らかにしたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 職員団体にとつて教頭の職が法制化されるということによつて、私は別に不利益が生ずるというふうなことは全くないというふうな考へてゐるわけでございます。

○内藤三郎君 組合の私、心配してゐる点は、管理体制の強化につながるんじゃないかという不安だと思ひます。ところが、現実にはあることだし、まあそれが制度化されたからといつて特別に管理体制の強化につながるというふうには思ひないんですけれども、この点はどういうふうにか

断していらつしやいますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 学校というのは、やはりその地域の住民に対するサービス機関でございますから、まあ最大のサービスをするのが必要でございます。そのためには、秩序のある組織運営のものを国民に対して教育というサービスをやるわけでございます。その際に、やはり組織でございますから、責任者がある。校長がある。それから教員がおられる。その中間に立つて教員と校長の間をうまく潤滑的な役割りを果たす方も必要でございます。また、校長先生が御不在の場合にはかわりにいろいろ代理をつとめるというふうな方も必要であらうと思ひます。まあ、そういう方をはつきりさせまして、秩序正しく国民に対するサービスを行なうというわけでございませぬ。別に管理体制を強化するとかなんとかいうことを意図してゐるわけではございませぬ。学校が丸となりまして国民に対するサービスが十全に行なわれる、そのためには教頭という職は、従来からもございませぬけれども、これはもう必要なものだといふやうな認識に基づいて御提案申し上げてゐるやうな次第でございます。

○内藤三郎君 学校の運営というものは、校長が責任者でございますから、その校長一人ではやっぱり校務の運営が適切にいかないと思ひます。これを補佐するのが教頭であり、そういう意味で戦前から設けられ、戦後も一貫した流れだと思ひます。ですから教頭が要らないということ、は、私、組合も考へていらつしやらないと思ひます。どうも私は反対の理由が明確になつてゐないんですが、教頭の任命はどうなつてゐるのか。たしか都道府県だと思ひますが、教頭の任命について組合から推薦ができたかどうか、こういう点がどうなのか、今後これ変わるのかどうか、こういう点をちょっと明らかにしたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 現在は、身分が市町村でございまして、職務命令によりまして、市町村の教育委員会が発令をしてゐるというこ

なっているわけでございます。このたびの法律案が御承認をいただきますと、今度はこれは県の教育委員会が発令をするということになるわけでございます。現在のところ、たとえば東京都でございますが、教頭の試験というのをやっております。教頭になりたい方々で一定の資格のある者、つまり何年か教員をつとめた方、そういうような資格のある方が、そういう教頭試験を受けられて、その教頭試験に合格された方の中から市町村の教育委員会が発令すると、そういうふうになつていくわけでございます。これはまあ教頭というふうな方を、公正に選出するという点から設けられた制度であらうと思ひます。弊害もあると思ひますが、そういうふうな長所があつて設けられた制度でございまして、したがひまして、組合が推薦するというふうなことは、まあ大いにチェックをされると、そういうふうな不正な人事が行なわれるということはチェックをされるようになっていくわけでございます。が、しかし、まあ教員の方々のやはり信任の厚い人が教頭になられるということは、これは当然望ましいことでございまして、別にそういう点を否定する必要もないと思ひます。

○内藤三郎君 任命権の所在が市町村から都道府県に移ることによつて、教頭の地位に変化はないと思ふんですけれども、この点はどういうふうな反対の人は評価しているんですか、おわかりでしたら承りたい。

○政府委員(岩間英太郎君) 都道府県の任命になるから反対だという意見はまだ承つたことがないわけでございます。先ほど申し上げましたように、やはり広域的に、公正に教頭さんの人事が行なわれるということは必要でございまして、また、教員の方々も希望しておられることであるというふうに考えております。

○内藤三郎君 やつぱり全体的に見て、校長はもろもろ都道府県で任命するわけですから、教頭についても全体的視野から選抜したほうが適当だと思ふし、おそらく各県も任命の形式は市町村か

もしれませんけど、実態は都道府県で選考して市町村が発令はされておりますけれども、その辺は実態が今度変わるというわけじゃないかと思ふんですが、これはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 先生おっしゃるとおりだと思います。

○内藤三郎君 教頭法制化反対の一つに、五段階給与制度というのがあるわけなんです、教頭の次には教務主任、学年主任等の中間管理職法制化がくるという意見があるんですが、中間管理職について、文部大臣はどういふふうにお考えをいらつしやるのか。いわゆる中間管理職というものは、私も学校運営上必要であると思ひますが、教頭のように固定化しないほうがいいんじゃないかと思ふんです。そういう意味で、教員との交流をはかつたほうが学校運営上好ましいと思ひますが、そういうことを考えますと、やつぱり私は中間管理職の法制化というのは、見合わせていただいたほうがいいと思ふんですけれども、文部大臣はどういふふうにお考えをいたしますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 学校によりまして学年主任とか教務主任とか、いろんな職制を明確に分担し合つていくというところがかなり多いようございまして、それはそれなりに努力をしてくるようされていくと、こう考へるわけであります。問題は、それを画一的に法制化するかどうかという意味でお尋ねになつていらっしゃると思ひます。私が文部大臣になりましたら、五段階給与のことを通じて、教育現場にあまり必要以上の競争を持ち込まないほうがいいんだという式の意見をぜひよく聞くようになつておられるよううこと、それから、そんなにいやがられておられるような五段階給与をする必要はないんじゃないかといううなことも考へてまいつたわけでございまして、これらの問題につきましても、教育現場がどういふ方向を希望されるか、そういう希望を見定めながら将来の方向を考へていくべきものであらうと、こう思つていくわけでございまして、いま直ちに中間管理職を法制化するというようなことは全然考

えておりません。

○内藤三郎君 文部省の原案では、教頭は教員定数のワク内で処理するようになっていたと思うのですが、衆議院の改正によりまして、教頭という職制が明確になり、必要によつて授業をする。ですから前と私は変わったと思ふんです。そういうことを考へてみますと、これは教頭について、教員のワクじゃなくて、別ワクで定数を確保すべきものと理解しているんですが、文部省はどういふふうにお考えですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 政府の原案を提出いたしましたときには、教頭の職務の中に「教育をつかさどる」ということが入つておりました。それが修正をいただきました。必要に応じて教育をつかさどる」ということになつておりますから、これは考へ方は、私は変わったものだと思ふように思ふわけでございまして、しかしながら、定数法の関係では、これはある程度実態を基礎にして定数上の配應をしておるわけでございまして、現在、教頭先生がやはり一般の教員の半分程度は授業を持つておられるということでございますので、半分程度の授業を持つものとして定数上の措置をしているわけでございまして、今後、法律の改正によりまして実態が大いに変わつてくるといふうなことがございしました場合には、定数法上の措置もそれに応じた措置をとっていくということにしてまいりたいというふうにお考えをしております。

○内藤三郎君 私は、衆議院でせっかく修正されたんだから、衆議院の修正を尊重して、これは教頭は別ワクでやつてほしいと思ふのです。教員定数のワクからはじかないで、別ワクで処理していただきたいと、こういうふうにお考えですが、文部大臣いかがでしようか。

○國務大臣(奥野誠亮君) お示しのようによつて、衆議院で政府原案に対して修正がございました。修正の筋から考へますと、教頭は教頭として定数を算定すべきものだろうと、こう思ひます。現在のところは、教職員に關します定数法で、各学校には校長さん一人はいるものだといふたてまえで

計算のしかたをしていくわけでございすけれども、今後はやはり教頭さん一人はいるものといふような計算のしかたで定数をはじくという改革が必要になつてくるだろうと、こう思つております。

○内藤三郎君 ぜひ、そうしていただきたいと思ふのです。私はできるだけ教員数は、教頭を法制化したらやつぱり教員数を十分にしたい。

それで、各学校には一人は原則でございすけれども、修正見ると、必要によつて二人も置く、三人も置くように書いてあるんだけれど、これは小規模学校で一人はいいのですけれども、大きな学校になると、やつぱり校務の運用たいへんだと思ふので、少なくとも校務担当の教頭と、それから教務担当の教頭、それからできれば学童担当の教頭、三人ぐらいあつたほうがいいと思ふんです。それだけよく見られるわけですから、この点はどういふふうにお考えですか。

○政府委員(岩間英太郎君) これは内藤先生文部省におられたころ、教頭は大体小学校六光級、中学校三光級以上原則として置くんだったといふうなことでスタートしたわけでございすけれども、たとえば、北海道のように非常に学校と学校の距離が遠いようなところでは、それよりも以下の学校に置いておるといふような実態でございす。

それからただいま御指摘になりましたように、大規模の学校につきましては二人、あるいは多いところでは四人ぐらいまで置いておられるところもございす。これは定数法上の措置をどうするかということは別にいたしまして、実態に即して複数の教頭が置かれるということはこれはけつこうなことじゃないかというふうにお考えをしております。

○内藤三郎君 これは、私はあとから申し上げますけれども、なるべく教員数は十分に確保していただきたい、それはそれだけ勤務条件の改善になるわけですから、この間文部大臣は、

教頭については給与法は新設しないというふうには衆議院の文教委員会で御答弁になったようでございますが、私は教頭法制化の一つの大きなねらいは、やっぱり教頭という職が設けられるならば、それに即した給与体系があつて当然だと思ふんで、いま御承知のように、校長、教諭、助教諭と、

この三本立てになつてゐるわけですからね。教頭をどこに位置づけるかとなれば、教員でもあるし、教員から任命するから教員の俸給表を使つていいわけですけども、それでは私は教頭に相済まぬと思うんで、そうなつてくると、やっぱり校長の表に格づけするか、教頭と二つにまたがらざるを得ないと思うんで、これは、私はどうしてもこの法律が通つたら教頭という職制に基づいた給与表があつてしかるべきだと思うんですが、文部大臣の御所見はどうか。特に衆議院段階で修正があつ

て教頭という職制を今度新しく確立した、こういう修正があつた後も、文部大臣は依然として同じお考えかどうか、この点を伺いたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) いわゆる人材確保の法案をめぐっての議論から始まったと思うんでございますけれども、政府は、五段階給与を考えているという批判がずいぶんございました。また、教育の現場に過度な競争を持ち込むべきではない、こういう意見もございました。そういうところから、教育の現場の方が希望されないようなことをあとう限り政府はすべきでない、こういう判断に立つてお答えをしてまいってきているわけでございます。その過程におきまして、教頭さんによりまして、小さい学校の校長さん以上に重い責任を負っておられる方たくさんいらっしゃるわけでございますので、それはそれなりに優遇措置を講ずべきじゃないか。だから、そういう教頭さんについては一等級を適用するようにしたい、こういう考え方も述べてまいったわけでございます。同時にまた、教頭職の法制化ができた、さらに一つの等級を設けるつもりではないかというような式もございました。しかし、いま私のほうから人事院に対して、教頭職の法制化ができた

教頭職についての等級表をつくってくださいというお願いする考え方は持っておりません。今後、現場の先生方がいろいろなお考えをお示しになるだろう、それに即して文部省としては考えていきたい、そう思っているんですと、こうお答えをしてきておるわけでございます。

○内藤蒼三郎君　大臣、教諭から補すという前の学校教育法体系なら私はそのこと、そのお考えわかるんですよ。ところが衆議院で修正があつて、教頭という新しい職制を確立して、校長と並んで職制を確立したんだから、そういう段階を考えると教諭でもない、校長でもないわけなんです。だから、やっぱりその中間に教頭という職制が必要になつてくるんじゃないかと思うんですが、大臣は、このお考えを固執されるんですかどうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 別段、自分の考え方を押し通すということじゃございませんで、皆さんたちの考え方を伺いながら方針をきめていければいい。

い、現場の先生方の意に反するようなことはな
り、避けたい、こういう気持ちを持ってお
くところはございます。教頭は職として法制化す
る。これは政府原案も修正案も変わりはないわけ
でございます。ただ、教頭さんがあわせて教諭
の仕事もできる、それを修正によりまして例外的
にそういう仕事もできるというふうに改正された
という違いでございます。したがって、職として
新しく設けられるんだから、その職について、
どういふ俸給表を使うかということはいずれにし
てもきめなきゃならないと思います。従来どおり
の二等級を使うのか、あるいは別な等級を使うの
か、それはきめなきゃならないことだろうと、こ
う思うわけでございます。ただ、私がたびたび申
し上げますように、あまり等級表をたくさん設け
ることは不必要に競争意識を持たせることになっ
て、現場をすさんだ空気にするんだと、こういう
ような意見がずいぶんあったわけでございます。
それならそれなりの対応のしかたがあるじやない
かと、同時にまた、教頭職法制化の議案が組上に

のほつておりませんでしたけれども、教頭さんの問題につきましても二等級が適用になっているけれども、人によっては一等級を適用したほうがいい場合もたくさんあるんじゃないかと、そういうふうな運営の改善をしたい、こう申しておった矢先でございまして、同時に、教頭職法制化がでましたら、直ちに別な等級表をつくらなければならぬ、ないとは考えなくてもいいと、こう思っているわけにございまして。しかし、皆さんの御意見、現場の意見が固まってまいりますれば、それに従つた措置を文部省としても当然努力をすべきものだ、こう思っております。

○内藤三郎君 非常に文部大臣の教育界に対するあたたい御配慮、よくわかりますが、この点、人事院はどういうふうにお考えになるんですか、給与局長からお答えいただきたいと思います。

○政府委員(芥木広君) 先ほど来、たいへん重要な問題の議論が出ておるわけでございますが、現在、一等級、二等級、三等級と三段階に俸給表を分けております。これは学校教育法の中に、校長、教諭、助教諭というのが典型的に出てまいっておりますので、それをつかまえておるものと考えるわけでございます。で、従来、教頭は規則等できめ、顔を出しておるということになっておりました関係上、そういう扱いにせざるを得なかったと、特殊な場合についてだけ一等級にする。要するに、校長と同じ職務をやっておる教頭については、そういう運用をするということを実行しては、さういふ運用をするということをやつておるわけでございます。で、先ほどから御議論のように、今回、御議論の法律改正が行なわれるといたしました場合において、その結果、教頭の職責がどういふふうになるのか、その辺のところをよくやはり吟味、評価をしてみるべき必要があるんじゃないかというように考えております。と申し上げますのは、国家公務員法の六十二条のところに、「給与の根本基準」という条文がございます。その中に、「職員給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。」というのが一つございます。それから、それと相對応しておる

わけでございますが、一般職の職員の給与に関する法律の四条のほうに、「俸給」という条文がございますが、これにも「各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならぬ。」と、こういうようなことがございます。それらに照らしまして今後どうあるべきかということを、法律がどうなりですか、その点においてどういうふうな運用をされますか、その辺のところも拝見させていただきますまして、よく相談をしなきゃならない問題だろうと思っております。

○内藤三郎君 いま給与局長がお述べになった国家公務員法の職務の特殊性から考えますと、私は、やっぱり教頭の俸給表は新設すべきだと思う。ですから、文部大臣が非常に教育的御配慮をお持ち

ちになつてお考えなのは私はわかりますけれども、やっぱり教頭を法制化した以上は、いま、国家公務員法の、給与法律に規定された趣旨に沿つて御検討いただきますように、これはお願いをしておきます。

その次に、教頭、今度専任制の学校教育法が通つた場合、その場合に、教員の定数が相当拡大されるから、この機会に私はぜひ文部大臣にお願いしたいのですが、一般公務員に先がけて週休二日制をすみやかに確立していただきたいと思うのです。これは文部大臣もかねてから週休二日には御賛成のような御発言をたびたび聞くわけですが、私は学校の現場はいま週休二日というか、五日制というのは正直言つて無理だと思う。中小企業なりの農村等を考えてみますと、やっぱり学校は六日であつてほしいと思うし、また、一般の会社等もまだ五日制には踏み切れないだろうと思う。そこで、これひとつ文部大臣にお願いなんですけれども、私はいまの教育見ておりまして、確かに知重偏重というか、試験地獄に追われてまるで予備校みたいな存在になつておつて、ほんとうに教育が荒廃していると思うので、そこで、もうお勉強は五日でいいと思う、月火水木金で。土曜日は思ひ

切ってスポーツ活動、からだをしようぶにすること、それからクラブ活動といって自分の趣味を生かすこと、それからさらに奉仕活動をやっていたきたい。それは、学校を清掃する、あるいは隣近所の道路をやったりあるいは川が非常によごれているから川をきれいにしたり、あるいは高学年になったら学校のまわりに緑化運動をやるとかあるいは花植えをして美化運動をやるとか、そういう私は奉仕活動をぜひやらしてほしいと思うのです。いまの教育の中で一番欠けているのが、私はその奉仕活動だと思う。非常にエゴイステイックでそれから自分さえよければいいのだと、人の迷惑をかまわぬ。それから物と金、エコノミックスと公共のために奉仕するというそういう精神を植えつけるのが私は一番いいと思うのです。

そこで、今度、定数がふえるから、そのふえた定数の人件費が相当出るわけですから、この人件費を活用していただきたいと思うのです。それに先生は五日まで、月火水木金でいいですから、土曜日は、定年になった、まだ五十七、八で定年になったり、あるいは五十五で定年になったり早く勤めていただきたい。りっぱな教育界の人材ですから、定年になった先生を非常勤嘱託にして、土曜日に子供のめんどうを見てやる、クラブ活動のめんどうを見る、あるいはスポーツ活動のめんどうを見る、あるいは奉仕活動のめんどうを見る、こういうふうによつていただく。そうすると、一般の先生は五日でいいわけです。ですから、まさに週休二日が実現するんですから、今度の教頭法制化によって相当の私は教員の定数の増えんだから、その増の人件費をもって思い切つて大臣ひとつ週休二日制を、これは他の公務員に率先して実現していただきたいと思うのですが、大臣の御所見を伺いたいと思う。

○国務大臣(奥野誠亮君) これまでもお尋ねに従つてお答えをしまつてきておるわけでございしますが、公務員について週休二日制が採用される場合には、教育公務員についても同様の扱いをすべきだと、こう申し上げていただいているわけでございます。公務員の週休二日制という、すぐ学校授業五日制に結びつけて考えられるんでございすけれども、私は別な考え方を持つておるわけでございまして、私は学校教育と社会教育との体系的な結びつきを考えてほしい、こういう希望を非常に持つておるわけでございす。社会教育も教育の一環でございすし、学校教育も教育の一環でございす。したがって、そういうような中でよい道を見出してほしい。いま学校授業をどうするかという問題でございせんので、そこでも申し上げることは避けさせていただきますけれども、いづれにいたしましても、公務員について週休二日制が採用せられる、人事院から勧告されるというふうな段階になってまいりました場合には、教育公務員につきましても、同様の措置がとり得るように文部省としては最善を尽くさなざるを得ない、かように考えているわけでございます。

○内藤三郎君 大臣少し消極的だ。私は、何も公務員がやたら教員もやるんじやなくて、教員を先がけてやつてほしいと言っているんですよ。それは現に東京都あたりは研究日と称してたしか水曜日は先生休んでいらつしやるはずですよ。私はけつこうだと思ふ。ですから、これはね学校形態は六日になつてゐるんですよ。先生に研究日を一日差し上げたらいと思ふ。そして、それに研究費でもつけてもらえなばいいと思ふ。ですから、この間の人材確保法案で、あの法律には他の公務員に比べて、あらゆる公務員に比べて優遇するといふ教員について大原則が確立されたんだから、私は週休二日については、これは週休二日と言つとちよつと語弊があるから、そう言わぬでもいから、もう一日研究日をつくつてほしい、そして土曜日はもうああいふ学習活動や必要ないと思ふ。クラブ活動なり体育活動をやつてからだをしようぶにすること、そして奉仕活動によつて徳育を身につける、こういうことをやつ

たら、私は非常にけつこうだと思ふんです。国民も喜ぶと思ふんです。先生もしつかり研究してもらえば、これ両方ともいいんじゃないかと思ふ。せつかく教頭法で相当の定数の余裕が出るんですから、私は思い切つてやるチャンスだと思ふんだ。私はひとつ大臣に、そういう方向で御検討願えないかどうか。他の公務員がやたら教員もやるといふんじやなくて、あの人材確保と同じような趣旨で、教員を優遇するといふふうにとつて思ひ切つて決断されたいただきたいと思ふんです。が、いかがでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先生方の希望に即したような施策、これはもうできる限り努力をして実現するようにしていきたい、こう思つております。いづれにいたしましても、公務員の週休二日制の問題、前進的に、そう遠くないうちに実現の運びになるんじゃないだろうか、これも思つておりますので、まあ似たり寄つたりな気持ちでおるんじゃないだろうか、こう思ひます。いづれにいたしまして、先生方の処遇につきましては最善を尽くすように努力をいたしてまいります。

○内藤三郎君 最近、教師聖職論といふものが、新聞・放送界ににぎわつておりますが、私は教員といふものは、知識や技術を切り売りする単なる労働者でもないし、また、専門的教養を必要とする専門職にとどまらず、親と同じように児童・生徒の生涯に重大な影響を与え、その子弟の運命を支配するのみならず、国の文化の進展にも偉大な貢献をするといふ意味で、使命感に燃えた誇りを持つた教師であつてほしいと思ふんです。聖職といふ表現が適當であるかどうかはこれは別にしまして、少なくとも、専門的教養を持つた労働者といふよりはもう少し突っ込んだ意味で、私はやっぱり聖職的であるといふふうにと判断しているんですが、この点、大臣はどういうふうにお考えでございすか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私は常に、教育といふのは物をつくるんじやなくて人をつくる、相手方がみずから学び取るうとする意欲を持たない限り

においては人づくりは成り立たない、そうとすれば教える側が、いまおっしゃいましたように、使命感に徹して情熱を燃やしていくのでなければ、相手方がみずから学び取るうとする意欲を持つことはできない、こう考えているわけでございす。したがって、私は聖職論がございまして、みずから聖職といふような意識に燃えるような人が教育に当たつてくれるのでなければ教育の実はあがらない、こう考えているわけでございまして、聖職を押しつけるのではなくて、みずから聖職と自覚する、そういうような姿が一番望ましいんじゃないだろうか、こう考えておるわけでございす。

○内藤三郎君 昔から、親に似ない子は鬼つ子だと言つし、子供は親の後姿を見て育つと言いますが、やっぱり私は教師の人格といふものが非常に子供に影響を与えると思うので、それは子供の生涯をきめると思ふ。そういう意味で、教師がいま大臣のおっしゃる通りに、使命感に燃えて、情熱を持つた教師であつてほしいと思ふんです。そのためには、やっぱり私は教師の待遇を定期的に改善する今度の人確法で、すでに二割の増が予算措置としては確定しているわけなんです、さらに、これを前進させるとともに、週休二日制の問題もそういう点からひとつお扱いいただければありがたいと思ふ。私は、週休二日というのは、ちよつとまだ一般公務員より早いといふふうなお考えがあるかもしれないけれども、こういうふうにお考えいただきたい。研究日を一日教員だけは先がけてやると。というところで、まあ実態は週休二日ですけれども、研究日をするといふふうなことで、ひとつこれは大臣、あなた非常に有力な文部大臣だから、ぜひひとつこの機会に実現してほしいと思ふ。これをまずお願いしておきます。

それから、特に教員がいまおっしゃつたように聖職的意識、使命感に燃えて、情熱を持つて教育を推進するとなると、私は裁判官と同様に待遇の改善と地位の保障が実現されなければならぬと思ふのです。裁判官にスト権がないと同様に、教

師にもスト権が必要なくなるという状況が一番私は望ましいと思うのです。教師のストというのは、児童・生徒の心情に重大な影響を与えるので、私はどんなことがあってもこれは避けなければならぬと思つていますが、大臣のこれについての御所見を伺いたいと思つた。

○国務大臣(奥野誠亮君) スト権が本来の意味の勤務条件の維持改善ということでありますならば、すでにいわゆる人材確保法によりまして、教員の給与は一般の公務員に比較して優遇されなければならぬという大きな政治方式が確立されたわけでございます。したがって、その意味の必要性はほとんどなくなるのじやないだろうか、こう考へてゐるわけでございます。その他の勤務条件につきましても、これに歩調を合わせて当然改善に積極的な努力を払つていかなければならぬことは言うまでもないことだと思います。問題は、私は、政治活動の問題ではないだろうか、かように思つたわけでございまして、私は、政治活動につきましても、特に先生方は、いま御指摘になりました裁判官、自衛官などと同じように、みずから規正しなければならぬ性格のものではないだろうか、こう考へてゐるわけでございまして、また、教育基本法はその精神をうたつてゐるものだと、こう存じてゐるところでございます。○内藤三郎君 そういう意味なら、人権法で一般の公務員よりも優遇するということが、それからこの教頭法制化を機会に、定数がふえるわけですから、思い切つて、公務員に先がけて週休二日制を実現したら、勤務条件の改善もされて、おそらくストをやる必要はないだろうと思つたので、そういう環境をつくつてあげるのが、私はやっぱり文部大臣の職責じやないかと思つたので、明治の先輩が、教師には国民の三大義務の一つである兵役を免除して、政治における教育優先の原理を確立されたことを私はたいへんすばらしいと思つたのです。ひとつ、奥野文部大臣、このことをひとつ銘記していただいて、文部大臣の御所見を伺いたいと思つたのです。

○国務大臣(奥野誠亮君) いずれにいたしまして、青少年を教育していく、この青少年が日本の国家社会の将来をささえていくわけでございまして、国家社会の命運を託してゐるところが教育界。そこで教育に当たつてくださる方々の責任は非常に重い。したがって、責任が十分果たせるようにあらゆる配慮をしていかなければならぬと思つてゐるわけでございます。

なお、週休二日のことを重ねてお話しになりましたので、私たちはいま、教育課程審議会を通じて、小中高の教育内容はいかにあるべきかというところで御審議をいただいているわけでございます。同時にまた、教育内容については、思い切つて精選してくだされいよと、これも申し上げてゐるわけでございます。そうしますと、精選した結果は、週五日で従来の教育課程はこなせますよということになるかもしれません。しかし、教育課程はこなせるかもしれないけれども、知育・体育・徳育を通じた人づくりという点については、さらに時間をかけなければならぬという問題も出てゐるわけでございまして、そういうこともあわせて検討していただく、そして最後の結論を出したい、こう考へてゐるわけでございます。いづれにいたしましても、週休二日の問題と学校教育のあり方の問題、授業五日制か、あるいは五日プラス一日、御指摘のような方法を考へるのか、あるいは社会教育が担当するのか、いろいろな問題があるだろうと、こう思つてゐるわけでございまして、先生方の処遇の問題につきましては、他におくれをとらないように、内藤先生はむしろ積極的にそういう点について努力をせよというお示しだと思つた。そういう気がまあ努力はしていただきたいと思つた。

○内藤三郎君 ありがとうございました。大体一時間に、六時になりますので、きょうはこの程度にさせていただきます。

○中村登美君 関連。

先ほど文部大臣からも御答弁いただいておりますが、会社などでも係長とか、課長とか、部長とかという段階がございまして、先生方にはそれが非常に少ないわけで、現場の先生からの声なんですけれども、五段階どころじやない、七段階でも八段階でもぜひほしいというお話をたくさん先生の先生から伺つておるわけでございます。先ほど、内藤先生が教頭の先生を三人でも四人でもとおっしゃいましたが、それも一つの方法ではないかと存するものでございます。それらの問題につきまして、文部大臣の御所見を伺わせていただきたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) 先ほど初中局長からお答えをいたしましたように、現在でも教頭四人という学校がかなりございます。これは、やはりそれぞれの学校の実態に応じて、一人に固定する必要がある、やはりそれぞれの学校の実情に応じて教頭さんをつくらなければならぬ、か、そして、それぞれの教頭さんの分担を明確にしていなければいけません、こう考へてゐるわけでございます。やはり、職務分担を明確にしていきたいと思います。か、こう考へてゐる基本ではなからうかと、こう考へておられますので、いま御指摘の点、大切なことだと、かように思つております。

○中村登美君 もう一つだけ。この問題は、先生方のたつての御要望がございましたので、三十七、八年間つとめて何の希望といたしますか、それらの段階がないために努力の目標が非常に薄らいでいるというような考へ方もございまして、また、それらの力が組合運動などへも走らせておるのではないかと、そういうような考へ方もございまして、ぜひ、その先生方の栄達の段階の道と申しますか、御考慮願ひたいと思つた。

以上です。

○国務大臣(奥野誠亮君) いまおっしゃつたことも非常に大切なことだと思つた。同時に先生方、教育一筋に努力して下さる、しかし管理職には必ずしも向いていない方もいらっしゃると思つた。そういう方はそういう方として、私はやっぱり何らかの形で優遇するというような道を見出していかねばいけないのじやないだろうか。管理職になるばかりが能じやない、ひたすら教育に熱情を傾けてくださるそういった方々について、それなりに報いる道をくふうしていかねばならないものだと考へておるわけでございまして、いま具体的にどうすればいいという結論を持つてゐるわけじやございませぬけれども、それだけの努力に對しまして社会がこたえるようなくふうというものは、これはやはり当然大事なことでございまして、こう考へておられます。

○委員長(世耕政隆君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

これにて散会といたします。

午後五時五十九分散会

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願(第三五〇二号)(第三五〇三号)(第三五〇四号)(第三五〇五号)(第三五〇六号)(第三五〇七号)(第三五〇八号)(第三五〇九号)(第三五一〇号)(第三五一一号)(第三五一二号)(第三五一三号)(第三五一四号)(第三五一五号)(第三五一六号)(第三五一七号)(第三五一八号)(第三五一九号)(第三五二〇号)(第三五二一号)(第三五二二号)(第三五二三号)(第三五二四号)(第三五二五号)(第三五二六号)(第三五二七号)(第三五二八号)(第三五二九号)(第三五三〇号)(第三五三一〇号)(第三五三二〇号)(第三五三三〇号)(第三五三四〇号)(第三五三六〇号)(第三五三六五号)(第三五三六六号)(第三五三七〇号)(第三五三七五号)(第三五三八〇号)(第三五三八五号)(第三五三八六号)(第三五三八七号)(第三五三八八号)(第三五三八九号)(第三五三九〇号)(第三五三九一〇号)(第三五三九二〇号)(第三五三九三〇号)(第三五三九四〇号)(第三五三九五〇号)(第三五三九六〇号)(第三五三九七〇号)(第三五三九八〇号)(第三五三九九〇号)(第三五四〇〇号)(第三五四〇一〇号)(第三五四〇二〇号)(第三五四〇三〇号)(第三五四〇四〇号)(第三五四〇五〇号)(第三五四〇六〇号)(第三五四〇七〇号)(第三五四〇八〇号)(第三五四〇九〇号)(第三五四一〇〇号)(第三五四一五〇号)(第三五四二〇〇号)(第三五四二五〇号)(第三五四三〇〇号)(第三五四三五〇号)(第三五四四〇〇号)(第三五四四五〇号)(第三五四五〇〇号)(第三五四五五〇号)(第三五四六〇〇号)(第三五四六五〇号)(第三五四七〇〇号)(第三五四七五〇号)(第三五四八〇〇号)(第三五四八五〇号)(第三五四九〇〇号)(第三五四九五〇号)(第三五五〇〇〇号)

熊本県城南町所在塚原古墳群の保存に関する請願（第四二七〇号）

の請願の趣旨は、第三四五号と同じである

第三六四四号 昭和四十九年四月十三日受理
私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請
(二通)

請願者 京都府宇治市木幡東中三四 柴田

紹介議員 和男外二千五百五十七名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三九四三号 昭和四十九年四月十八日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

(二通)

請願者 東京都目黒区洗足一ノ六ノ一〇

飯田清外三千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四〇八九号 昭和四十九年四月十八日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

(四通)

請願者 広島市西白島町一五ノ一〇 平岩

静夫外三千三百八十名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四一四九号 昭和四十九年四月十九日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

(二通)

請願者 広島県安芸郡熊野町六、〇六五ノ

一 女夫池英子外千八百一名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四一五〇号 昭和四十九年四月十九日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者

大阪府東淀川区下新庄町一ノ二ノ

七 生駒トラ外五百九十九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四二五四号 昭和四十九年四月二十日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

請願者

千葉県木更津市朝日一ノ二ノ一六

紹介議員 尾崎進外千名

白木義一郎君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四二五五号 昭和四十九年四月二十日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

(九通)

請願者 大阪府南区北桃谷町一八 松村君

枝外八千九百九十九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第四二八〇号 昭和四十九年四月二十日受理

私学に対する公費助成の大幅増額等に関する請願

(八通)

請願者 大阪府高槻市安満東の町三ノ四

岩井喜久雄外四千六百十六名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三五〇六号 昭和四十九年四月十日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助

成法制定に関する請願(四通)

請願者 神戸市長田区片山町四ノ二ノ四一

野村美代子外三千九百九十九名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三五八七号 昭和四十九年四月十日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助

成法制定に関する請願

請願者 広島市山根町四八二 出原一夫外

千名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三五八八号 昭和四十九年四月十日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助

成法制定に関する請願

請願者 大阪府東大阪市鴻池町一ノ二ノ

八 瓦井八郎外九百九十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三五八九号 昭和四十九年四月十日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助

成法制定に関する請願

請願者 広島県佐伯郡廿日市町下平良九四

五ノ九 五反田正志外九百九十九

名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三五九〇号 昭和四十九年四月十日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助

成法制定に関する請願(一通)

請願者 広島県佐伯郡廿日市町二、二八八

ノ一三 井関美智子外千九百九十

九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三六〇八号 昭和四十九年四月十一日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助

成法制定に関する請願

請願者 神戸市東灘区本山町野寄畑田一一

ノ七 前田和子外九百七十九名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三六〇九号 昭和四十九年四月十一日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助

成法制定に関する請願

請願者 大阪府堺市野尻町三六〇白鷺団地

B二〇ノ一〇二 杉原慶一外千四

十一名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三六二八号 昭和四十九年四月十二日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助

成法制定に関する請願

請願者 大阪府福島区平松町二ノ二二 番

場幸四郎外九百九十九名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三六三三号 昭和四十九年四月十二日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助

成法制定に関する請願

請願者 広島県佐伯郡廿日市町下平良 西

田英子外八十名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三六五四号 昭和四十九年四月十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助

成法制定に関する請願

請願者 大阪府柏原市高井田五九六ノ二

田中利信外九百九十九名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三六五五号 昭和四十九年四月十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助

成法制定に関する請願

請願者 大阪府港区池島三ノ八六ノ一〇二

西川均外九百九十九名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三六五六号 昭和四十九年四月十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助

成法制定に関する請願

請願者 大阪府東住吉区西鷹合町三ノ四〇

久原孝一外六百三十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三六五七号 昭和四十九年四月十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府東淀川区豊里町二二五 平井春光外九百九十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三六五八号 昭和四十九年四月十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府堺市南野田 南貞美外千四十一名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三六五九号 昭和四十九年四月十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府東淀川区豊里町七六五 杉本京子外九百九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三六六〇号 昭和四十九年四月十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府箕面市桜ヶ丘四ノ一〇ノ八 辻村孝外六百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三七三三五号 昭和四十九年四月十五日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府堺市浜寺船尾町西一ノ五五ノ七 田長明子外九百九十九名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三七四八号 昭和四十九年四月十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府堺市深井北町九〇 土井三郎外九百九十八名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三七四九号 昭和四十九年四月十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府南区谷町七ノ九 成川清三外九百九十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三七五〇号 昭和四十九年四月十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府高槻市日吉台四番町二三ノ三三 浜口新治郎外千九百六十五名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三七五一号 昭和四十九年四月十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 大阪府東淀川区柴島町三三三 今井睦博外九百九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三七八七号 昭和四十九年四月十六日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府東成区大今里南二ノ一四ノ七 外村正治外千九百九十九名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三八四二号 昭和四十九年四月十七日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府東大阪市柏田九四 小野好子外千九百九十九名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三九四四号 昭和四十九年四月十八日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 広島市宇品神田四ノ五ノ八 浜松勉外千四百七十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第四〇九〇号 昭和四十九年四月十八日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府住吉区北島町一四 西田加代子外千九百九十九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第四〇九一号 昭和四十九年四月十八日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(二通)

請願者 神戸市灘区水道筋三ノ一六 吉沢加代外千九百九十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第四〇九二号 昭和四十九年四月十八日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願

成法制定に関する請願

請願者 兵庫県明石市東野町二、一六九ノ五 永田鈴子外九百九十九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第四一五一号 昭和四十九年四月十九日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(十一通)

請願者 大阪府東淀川区加島町二六七ノ一 竹下竹男外一万七百十八名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第四一五二号 昭和四十九年四月十九日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 兵庫県西宮市門戸岡田町一三ノ三四林方 岡田龍兵外四千七百二十名

紹介議員 成瀬 暢治君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第四二五二号 昭和四十九年四月二十日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(四通)

請願者 兵庫県尼崎市上坂部土井ノ内二四八 藤岡泰彦外四千五百五十八名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第四二五三号 昭和四十九年四月二十日受理

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願

請願者 兵庫県西宮市池田町一三ノ四二 小野都外五千六百七十九名

紹介議員 成瀬 暢治君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第四二八一号 昭和四十九年四月二十日受理
私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助成法制定に関する請願(三通)

請願者 大阪府池田市石橋四ノ九ノ三二
岡本正義外三千十七名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第三五三七号 昭和四十九年四月十日受理
学校災害補償法の制定に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

学校災害補償法を制定し、学童・生徒の学業における災害時の補償を確立されたい。

理由

学業における負傷、疾病、廃疾、死亡等が増加しているが、これが災害補償については、日本学校安全会法及び国家賠償法があるが、これら現行法の適用では、犠牲となつた学童・生徒の救済は不十分である。

第三五八二号 昭和四十九年四月十日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願(十通)

請願者 奈良県御所市御所七四六 今井英
文外七十九名

紹介議員 新谷寅三郎君

現行の国立養護教諭養成所設置法を廃止し、養護教諭の養成を国立学校設置法に基づく四年制大学で行うよう制度を改正されたい。

理由

一、現在の三年間の教育では、基礎教育、専門教育はもとより、十分な臨床実習や教育学習等を行うことが困難である。

二、学校教育法によつていないために、卒業生の身分、待遇などが不明確であり、このことが優秀な人材の確保を困難にしている。

第四二二三号 昭和四十九年四月十八日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願

請願者 和歌山県海南市日方九八八千原莊
内 森本幸代外六百六十五名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四二六三三号 昭和四十九年四月二十日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願

請願者 大阪府豊中市野畑一八三ノ九ノ一
三四 上延富久治

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第四二六四四号 昭和四十九年四月二十日受理
国立養護教諭養成所(三年制)を国立大学の四年課程に改正することに關する請願

請願者 大阪府南河内郡美原町黒山七九五
村主治外四百四十六名

紹介議員 矢追 秀彦君

この請願の趣旨は、第三五八二号と同じである。

第三五九三三三号 昭和四十九年四月十日受理
東京青梅市に国連大学本部設置に関する請願

請願者 東京都青梅市二俣尾四ノ一、〇九
七 鈴木嘉一

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第二七一一号と同じである。

第三七九九九号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願

請願者 東京都大田区東雪谷一ノ一五ノ一
六 森田一雄外三千一名

紹介議員 加藤 進君

一、義務教育費を完全に無償とすること。とりあえず、義務教育費国庫負担法を完全に実施して副読本、辞書、楽器などの副教材を全児童に無料

料で給付すること。

二、就学奨励などの就学援助は単価を大幅に引き上げ、学校で使用するすべての教材、臨海・林学校などの校外活動にも適用を拡大し、地方自治体が認めたものには無条件で国の補助を行うこと。

三、全小中学校、とりわけ、中学校での完全給食をすぐ実施し、国の補助単価を大幅に引き上げ、給食材料費は値上げに見合つて増額すること。

四、公立高校を増設し、私立への公費助成を大幅に増額、この授業料を公立並みとすること。

理由

「義務教育は無償とする」という、憲法で保障された子どもの権利が、いまだに犯されていることはない。子どもは、教育にかかせない学校給食や一切の教材、通学用品などが差別なく全児童にゆきわたつていなければならない。ところが、異常な高物価、特に食料費や「紙不足」による副教材費や学用品の値上がりなどによつて、義務教育費の父母負担はいまや耐え難いまでになっている。国は「義務教育無償の原則」にのっとり、「国が必要経費の負担」を全学童に保障し、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るべきである。更に、年々増加している高校進学率にかんがみ、高校生を持つ父母の教育費負担を軽減する必要がある。

第三八六八号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 大阪府東大阪市御厨九五三 中井
正一外六十四名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三七九九九号と同じである。

第三八六九号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 福島市北沢又川原一 佐藤昭一外
五十九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第三七九九九号と同じである。

第三八七〇号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 大阪府東大阪市中鴻池町三ノ七
二八ノ三〇八 橋口忠外六十四名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三七九九九号と同じである。

第三八五六号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 三重県津市大里窪田町三五七 斉
藤光外六十四名

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第三七九九九号と同じである。

第三八五七号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十二通)

請願者 大阪府池田市住吉一ノ四ノ一七
玉川政二郎外五十四名

紹介議員 阿貝根 登君

この請願の趣旨は、第三七九九九号と同じである。

第三八五八号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 秋田県河辺郡河辺町野田 長谷部
キノ外六十四名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第三七九九九号と同じである。

第三八五九号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 秋田県河辺郡河辺町高岡 佐々木
重二外六十四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三七九九九号と同じである。

第三八六〇号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十二通)

請願者 大阪府城東区蒲生町三ノ九四 米丸勇外五十九名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八六一号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 長崎市滑石町一、八七五ノ一市営アパート丁四五 田口光徳外五十四名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八六二号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 秋田県仙北郡角館町町上町五三ノ二 高橋寿一外六十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八六三号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 長崎市戸町三ノ一〇七 下道フジエ外六十二名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八六四号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 大阪市港区港南一ノ六ノ二一〇五 植田豊外六十三名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八六五号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 大阪市港区池島二ノ六ノ二七ノ二〇三 左海海司外六十三名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八六六号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 秋田市飯島四ツ谷団地二一〇号 関谷正夫外六十四名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八六七号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 大阪府東大阪市御厨北ノ町九四田口勝則外六十四名

紹介議員 神沢 淨君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八七一号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 長崎県西彼杵郡香焼町恵里下S八ノ三 安達まつ外六十三名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八七二号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 大阪府城東区今福南二ノ五ノ六 井井園利男外六十一名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八七三号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 大阪府城東区今福西二ノ二ノ二五 河内ハルエ外六十四名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八七四号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 長崎県西彼杵郡香焼町二、一六四吉津市次外六十四名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八七五号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 大阪府城東区蒲生町一ノ五一 岡田正明外六十四名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八七六号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 大阪府西淀川区姫島五ノ一五ノ一 古賀砂雄外六十四名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八七七号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 大阪府西淀川区姫島六ノ九ノ五ノ一〇九 野田幸江外五十六名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八七八号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 大阪府西淀川区柏里二ノ九ノ一五 向江新平外六十四名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八七九号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 長崎県松浦市星鹿町 山下実外六十四名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八八〇号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 秋田県河辺郡河辺町神内 熊谷銀治外六十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八八一号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 秋田県河辺郡河辺町和田二ノ一 佐藤敏夫外六十四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八八二号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 秋田県河辺郡河辺町大沢中田七二ノ一 佐々木三蔵外六十二名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八八三号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 秋田県仙北郡沢湖町神代 中谷智外六十四名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八八四号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十三通)

請願者 秋田県仙北郡沢湖町辛田字 安江則子外六十四名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三七九九号と同じである。

第三八八五号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(九通)

請願者 秋田県仙北郡沢湖町神代 藤原

實一外四十四名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八八六号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 秋田県能代市落合字中大野台一ノ
二 水木猛男外五十九名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八八七号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 長崎県松浦市御厨町池田上 小林
コメ外三十六名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八八八号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 福島市宮町二ノ四〇 相沢悦子外
四十九名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八八九号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 福島市早稲町八ノ一三 紺野与七
外四十九名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八九〇号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 長崎県松浦市星鹿町川原辺田 吉
原シメ外五十四名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八九一号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十二通)
請願者 長崎県松浦市星鹿町川原辺田 田
代ケイ子外五十九名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八九二号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十二通)
請願者 秋田市手形字中谷地八〇ノ一 沢
谷久男外五十九名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八九三号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十二通)
請願者 秋田市飯島字田尻堰越二二八 伊
藤茂四郎外五十九名
紹介議員 成瀬 輔治君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八九四号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十二通)
請願者 長崎県松浦市星鹿町岳崎免 福寿
ワイ外五十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八九五号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十一通)
請願者 福島市飯坂町西堀切九 紺野イネ
外五十四名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。
第三八九六号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 長崎県松浦市御厨町前田免五一
梶正弘外五十九名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八九七号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 島根県松江市春日町一四〇 山本
堅志外四十七名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八九八号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 長崎県松浦市星鹿町川原辺田 久
家庄八外四十六名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八九九号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 福島市飯坂中野柴田 木村カケヨ
外四十七名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三九〇〇号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 秋田市四ツ屋団地一一八 三浦茂
次郎外四十八名
紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三九〇一号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 秋田市川尻中島一四七ノ二〇 辻
村紀子外四十三名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。
第三九〇二号 昭和四十九年四月十七日受理

義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 秋田市外旭川字野村五一ノ三 斉
藤義信外四十八名
紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三九〇三号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 大阪府東大阪市森河内東二ノ七
岡本林外四十九名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三九〇四号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 秋田県河辺郡河辺町和岡岡村 熊
谷清一郎外四十八名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三九〇五号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 秋田市飯島田尻堰越二二八四ツ谷
団地七八 高橋敬外四十五名
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三九〇六号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 福島市飯坂町中野滝ノ沢八二 佐
藤岡太外四十四名
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三九〇七号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 秋田市飯島字田尻堰越二二八ノ二
〇一 保坂フサ子外四十三名
紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三九〇八号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 福島市飯坂町字月崎一四〇二四
佐藤こう外四十五名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三九〇九号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 福島市飯坂町平野新田四ノ二中
村キヨ外五十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三九一〇号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 秋田市手形田中二ノ一 石郷岡キ
ヨ外五十九名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三九一一号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十通)
請願者 福島市飯坂町字前原二九 佐藤ヨ
シノ外四十六名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三九一二号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(九通)
請願者 秋田県河辺郡河辺町北野田高屋竹
ノ子沢二〇 佐々木忠雄外四十四名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三九一三号 昭和四十九年四月十七日受理
義務教育費の完全無償化等に関する請願(十一通)

第六部 文教委員会会議録第十一号 昭和四十九年五月七日【参議院】

請願者 三重県津市桜橋三ノ一九 森音吉
外五十四名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八二七号 昭和四十九年四月十七日受理
世界恒久平和確立のための特別事業に対する国庫
補助に関する請願
請願者 東京都千代田区内神田一ノ一五ノ
一〇財団法人国際平和協会内 桑
原英昭

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第三三九六号と同じである。

第三九一五号 昭和四十九年四月十七日受理
世界恒久平和確立のための特別事業に対する国庫
補助に関する請願
請願者 東京都千代田区内神田一ノ一五ノ
一〇財団法人国際平和協会内 三
宅歳雄

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第三三九六号と同じである。

第四一六七号 昭和四十九年四月十九日受理
世界恒久平和確立のための特別事業に対する国庫
補助に関する請願
請願者 東京都千代田区内神田一ノ一五ノ
一〇財団法人国際平和協会内 森
田俊文子

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第三三九六号と同じである。

第四三二六号 昭和四十九年四月二十日受理
世界恒久平和確立のための特別事業に対する国庫
補助に関する請願
請願者 東京都千代田区内神田一ノ一五ノ
一〇財団法人国際平和協会内 岡
本珍樹

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第三三九六号と同じである。

第四一八二号 昭和四十九年四月十九日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(六通)
請願者 静岡県島田市三ツ合町一、三三四
ノ一 磯貝裕外四万三千五百六十
七名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第三二一〇号と同じである。

第四二二五号 昭和四十九年四月二十日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
請願者 愛知県豊橋市上地町一三六ノ五
満田英一外十萬八千四百五十五名

紹介議員 渋谷 邦彦君
この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第四三二七号 昭和四十九年四月二十日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
請願者 大阪府天王寺区石ケ辻町三九 平
岡若峯外六十八萬七千二百七十三
名

紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第二四〇号と同じである。

第四二七〇号 昭和四十九年四月二十日受理
熊本県城南町所在塚原古墳群の保存に関する請願
請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県
議会議長 松岡義昌

紹介議員 細川 護照君
熊本県城南町所在塚原古墳群を保存し、かつ、九
州縦貫自動車道建設を促進するため、次の措置を
とらねたい。
一、塚原古墳群の保存について万全の措置を講ず
ること。
二、塚原古墳群を国の史跡として指定すること。
理由
九州縦貫自動車道建設予定地内にある塚原古墳群

は方形周溝墓として日本最高の規模をもつもので
あり、更に方形周溝墓から高塚古墳、前方後円墳
へと古墳が発達展開してゆく過程をは握できる極
めて貴重な史跡であることが学界において指摘さ
れている。

第四三三八号 昭和四十九年四月二十日受理
国公私立の学費凍結法の制定等に関する請願
請願者 大阪市東住吉区矢田矢田部町市宮
住宅二ノ三〇一 中田和彦外百四
十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第四三三八号 昭和四十九年四月二十日受理
国公私立の学費凍結法の制定等に関する請願
請願者 大阪市東住吉区矢田矢田部町市宮
住宅二ノ三〇一 中田和彦外百四
十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第四三三八号 昭和四十九年四月二十日受理
国公私立の学費凍結法の制定等に関する請願
請願者 大阪市東住吉区矢田矢田部町市宮
住宅二ノ三〇一 中田和彦外百四
十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第四三三八号 昭和四十九年四月二十日受理
国公私立の学費凍結法の制定等に関する請願
請願者 大阪市東住吉区矢田矢田部町市宮
住宅二ノ三〇一 中田和彦外百四
十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第四三三八号 昭和四十九年四月二十日受理
国公私立の学費凍結法の制定等に関する請願
請願者 大阪市東住吉区矢田矢田部町市宮
住宅二ノ三〇一 中田和彦外百四
十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第四三三八号 昭和四十九年四月二十日受理
国公私立の学費凍結法の制定等に関する請願
請願者 大阪市東住吉区矢田矢田部町市宮
住宅二ノ三〇一 中田和彦外百四
十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第四三三八号 昭和四十九年四月二十日受理
国公私立の学費凍結法の制定等に関する請願
請願者 大阪市東住吉区矢田矢田部町市宮
住宅二ノ三〇一 中田和彦外百四
十九名

昭和四十九年五月十六日印刷

昭和四十九年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局